



日本学校ソーシャルワーク学会

第18回 全国大会 in 埼玉

学校におけるソーシャルワークの課題と展望
～私たちはどのようにスクールソーシャルワーカーになっていくのか～



日程 2024年8月24日(土)
～8月25日(日)

会場 文教大学越谷校舎
(埼玉県越谷市南荻島3337)

主催 日本学校ソーシャルワーク学会



日本学校ソーシャルワーク学会

第18回全国大会 in 埼玉

目次

| | |
|---------------|----|
| 大会長挨拶 | 1 |
| 大会実行委員長挨拶 | 2 |
| 日程表 | 3 |
| 大会参加者へのご案内 | 7 |
| 口頭発表者関係者へのご案内 | 11 |
| 会場へのご案内 | 12 |
| 事前研修 | 17 |
| 基調講演 | 19 |
| 大会シンポジウム | 38 |
| 口頭発表 | 50 |
| 課題研究分科会 | 68 |

大会長挨拶

ご挨拶

日本学校ソーシャルワーク学会
第 18 回埼玉大会大会長

宮地 さつき (文教大学)

日本学校ソーシャルワーク学会第 18 回全国大会を開催するにあたり、大会校を代表し一言ご挨拶させていただきます。

この度は、連日、猛暑日が続く中、会場まで足をお運びいただき、誠にありがとうございます。今大会の開催地である埼玉県は周知の通り、日本で初めて「スクールソーシャルワーカー」の名称を用いた実践活動が始まった地として知られています。そしてまた、日本初となるケアラ一条例が制定されたり、子どもの居場所づくりに力を入れていたりと、近年、行政と民間団体が協働しながら精力的に取り組んでいる自治体でもあります。

本大会企画はこのような地域性を活かして、子どもや若者の居場所づくりの第一線で活動されている認定 NPO 法人さいたまユースサポートネット代表理事の青砥恭氏には、家庭・学校・地域の連携・協働や地域づくりに関する基調講演を、そしてその後のシンポジウムでは各地のスクールソーシャルワーカーの実践を踏まえた人材育成やスーパービジョンの在り方について深める場を設定しました。これらの学びを通じて、「私たちはどのようにスクールソーシャルワーカーになっていくのか」といった根源的な問いを、答えは簡単には出ないかもしれません、皆さんと一緒に多角的に考える場を持てることを、大変嬉しく、また光栄に思っております。

変化の大きな現代の社会情勢にあって、新人であろうとベテランであろうと、主体的に成長し続けなければなりません。今大会のそれぞれの魅力的なプログラムが、日々多忙な皆さんにとって、仲間と研鑽を重ね、立ち止まってご自身の足元を確かめる 1 つの機会となれば幸いです。

昨夏より関東・甲信越ブロック運営委員を中心とした実行委員会を立ち上げ、新藤こずえ実行委員長をはじめ多くの方のご尽力により鋭意準備を進めてまいりました。本大会の開催に向けてご助力いただいたすべての皆様に、この場をお借りして心より厚く御礼申し上げます。

会場の都合で至らぬこともあるかと思いますが、参加される皆様一人ひとりにとって有意義な学びの場となるよう、また、少しでも英気を養える空間となるよう努めてまいりますので、ぜひ最後までお楽しみください。

大会実行委員長挨拶

ご挨拶

日本学校ソーシャルワーク学会
関東・甲信越ブロック運営委員長
第 18 回埼玉大会実行委員長

新藤 こずえ (上智大学)

このたび、日本学校ソーシャルワーク学会第 18 回全国大会を文教大学で開催させていただきました。これまで、関東・甲信越ブロックで全国大会を開催する際には、すべて東京都で行われてきました。しかし、関東・甲信越は広いのです。文部科学省のスクールソーシャルワーカー活用事業においてスクールソーシャルワーカーに求められる役割はあっても、地域ごとにスクールソーシャルワーカーのあり方が異なります。関東・甲信越はもっとも地域による活動や雇用の形態の違いが大きい場所でもあると思います。

全国大会を開催するにあたり、実行委員は、一都三県・東京、神奈川、千葉のみならず、群馬、栃木、長野、山梨といった様々な地域から集まりました。まずは地域の実情を語り合い、そのなかで学びの必要性や専門性を高めるにはどうしたらよいかといった議論が積み重ねられていました。

スクールソーシャルワーカーに求められる社会的役割や期待が高まるなかで、現場ではつねに葛藤を抱え、しかし、子どもの最善の利益のために家庭や学校、地域とどのように連携すべきなのか、答えの出ない問い合わせに日々向き合っています。日本学校ソーシャルワーク学会は、実践家と研究者が参画している学術団体であるため、この問い合わせに対して根拠のある答えを紡ぎだす役割があると考えます。

今回の全国大会に参加いただくことを通して、大会テーマである「学校におけるソーシャルワークの課題と展望～私たちはどのようにスクールソーシャルワーカーになっていくのか？～」について、皆様と一緒に考えてまいりたいと思います。何卒、よろしくお願ひ申し上げます。

日程表

8月24日（土）事前研修

| TIME | SUMMARY |
|-------|--|
| 9:30 | 受付開始 |
| 10:00 | <p>【公開研修】14303教室 「復興小学校にみる教育機能と地域社会 —福祉の視点から考える学校建築試論—」</p> <p>講師：小林 正泰（共立女子大学 教授） コーディネーター：福間 麻紀（北海道医療大学 准教授）</p> <p>【専門研修】14304教室 「学校現場における社会的養護を受けて暮らす子どもたちへの支援の在り方 —スクールソーシャルワーカーの役割を考える—」</p> <p>講師：中村 豪志（早稲田大学人間科学学術院 助手） ファシリテーター：福島 史子（鳥取県教育委員会いじめ・不登校総合対策センター スクールソーシャルワーカースーパーバイザー） コーディネーター：佐々木 千里（立命館大学 非常勤講師）</p> |
| 12:00 | |

8月24日（土）本大会1日目

| TIME | SUMMARY |
|-------|---|
| 12:30 | 受付開始 |
| 13:00 | 開会挨拶 |
| 13:10 | 基調講演 14101教室 「一人の子どもや若者も取り残さないためのソーシャルワーク実践」 講師：青砥 恭（認定NPO法人さいたまユースサポートネット 代表理事） |
| 14:20 | 大会シンポジウム 14101教室 「学校におけるソーシャルワークの課題と展望 ～私たちはどのようにスクールソーシャルワーカーになっていくのか～」 シンポジスト： 清水 克修（横浜市教育委員会 統括スクールソーシャルワーカー） 弓田 香織（長野県教育委員会 スクールソーシャルワーカースーパーバイザー） コメンテーター：渡辺 裕一（武蔵野大学 教授） アドバイザー：青砥 恭（認定NPO法人さいたまユースサポートネット 代表理事） コーディネーター：新藤 こずえ（上智大学 教授） |
| 16:30 | |
| 16:45 | 年次総会 14101教室 会員の皆様は、ふるってご出席ください。 |
| 17:45 | |
| 18:00 | 情報交換会 会場：文教大学越谷キャンパス学食2階 |
| 20:00 | |

8月25日（日）本大会2日目

| TIME | SUMMARY |
|-------|--|
| 9:00 | 受付開始 |
| 9:30 | <p>口頭発表</p> <p>【グループ1】 14301教室 【グループ2】 14304教室 【グループ3】 14401教室</p> <p>・発表は1演題あたり、発表時間20分、質疑応答15分 計35分となります。</p> |
| 12:00 | <p>・演題報告後に総括討論を行います。</p> |
| | 休憩 |
| 13:00 | <p>課題研究</p> <p>【第1分科会】 14504教室 「ジェネラリスト・ソーシャルワークに基づく スクールソーシャルワーク・スーパービジョンの検討 —学校システムを基盤とする効果的なソーシャルワーク実践を 促進するSVのあり方とは—」</p> <p>報告者：大友 秀治（北星学園大学 教授） 梅山 佐和（東京学芸大学 講師） 大塚 美和子（神戸学院大学 教授） 土田 千佳子（富山県 私立学校スクールソーシャルワーカー） コーディネーター：佐々木 千里（立命館大学 非常勤講師） 企画者：佐々木 千里（立命館大学 非常勤講師）</p> <p>【第2分科会】 14501教室 「不登校対応の課題とスクールソーシャルワーカーの活動」</p> <p>報告者：折田 和宙（大田区教育委員会 指導課統括指導主事） 「不登校アクションプランと学びの多様化学校」 谷川 由起子（八王子市立高尾山学園内 八王子市教育指導課 統括担当スクールソーシャルワーカー） 「学びの多様化学校との最大限の連携・活用を目指すSSWの活動」 コメンテーター：岩田 美香（法政大学 教授） 企画者：野田 正人（立命館大学 特任教授）</p> |

【第3分科会】14401教室

「子ども・若者のメンタルヘルスとスクールソーシャルワーク」

報告者：高口 恵美（福岡県スクールソーシャルワーカースーパーバイザー）

「メンタルヘルス課題を抱える子どもたちの実情と支援」

廣江 仁（社会福祉法人養和会 理事長）

「高校年代におけるスクールソーシャルワーカーの活動から」

名城 健二（沖縄大学 教授）

「大学におけるキャンパスソーシャルワーカーの活動から」

コーディネーター：岩永 靖（九州ルーテル学院大学 教授）

企画者：藤澤 茜（香川県教育委員会等スクールソーシャルワーカー・スーパーバイザー）

山本 操里（岩手県立大学 講師）

【第4分科会】14301教室

「スクールソーシャルワークの実践と研究」

報告者：山野 則子（大阪公立大学 教授）

「研究と実践の往還をどのように進めるのか」

沖田 昌紀（一宮市教育委員会スクールソーシャルワーカー）

「義務教育課程と高等学校教育課程におけるSSWの比較研究」

（日本学校ソーシャルワーク学会における研究奨励補助制度による実践研究）

コーディネーター：野尻 紀恵（日本福祉大学 教授）

企画者：山野 則子（大阪公立大学 教授）・野尻 紀恵（日本福祉大学 教授）

【自主企画】14304教室

「子どもの自殺予防のためにスクールソーシャルワーカーができること」

報告者：立花 良之（東京都立中部総合精神保健福祉センター 児童精神科医）

柴田 恵津子（東京都西部学校経営支援センター経営支援室 カウンセラー）

コメンテーター：横井 葉子（聖徳大学 准教授）

企画者：金子 典子（元公立学校スクールソーシャルワーカー）

16:00

終了（各分科会会場にて終了）

大会参加者へのご案内

1 参加区分と費用

| | | 会 員 | 非 会 員 | 学生/大学院生 | 情報交換会 |
|------|---------------------|---------|---------|---------|----------------|
| 事前研修 | | 1,000 円 | | | |
| 本大会 | 早期登録 (5/13~6/30) | 3,000 円 | 4,000 円 | 2,000 円 | 5,000円 (先着) |
| | 通常登録 (7/1~8/25) | 5,000 円 | 5,000 円 | 3,000 円 | |

※「学生/大学院生」で登録された方は、大会当日、受付の際に学生証を確認させていただきます。

2 申し込みと参加費支払い方法

今回は「Peatix(ピーティックス)<https://peatix.com/>」というプラットフォームからの申込みになります。申込みと参加費の支払いが同時に行われます。

«Peatix(ピーティックス)アカウントの作成方法»

新規に Peatix をご利用になる場合はアカウントの作成(無料)が必要になります。登録料や手数料などは一切発生しません。アカウントは Peatix ホームページのトップページの右上「新規登録」をクリックすると表示される[新規登録画面](#)から作成できます。[規約](#)をご確認の上、メールアドレスもしくは外部サービスアカウント(Facebook/Twitter/Google/Apple)を使って作成してください。

第18回埼玉大会のチケットを購入する方法

- ① 下記の Peatix の URL または QR コードからアクセスし、イベントの日時、内容を確認し、「チケットを申し込む」のボタンをタップ
<https://gakkosw-saitamataikai18-2024.peatix.com/>

- ② チケットの枚数を選び、支払方法を選択後、ログインへ進む
※ チケットの種類がいくつかありますので、お間違えの無いように選択してください
尚、チケットの金額は税込価格です
- ③ アカウントを登録する
- ④ アンケート申し込みフォームに回答を入力する
- ⑤ 支払い方法を選び、情報を入力する
- ⑥ 名前を入力する
- ⑦ 申し込みが完了すると、申し込みの完了をお知らせするメールが登録したメールに届きますのでご確認ください。また領収書はメールからダウンロードできます。

注 1 チケットは、パソコンやスマートフォンから申し込みます。スマートフォン以外の電話やメールからは申し込みません。利用する端末や決済方法によって申し込み画面が異なります。ご希望の申し込み方法を確認してください。

注 2 支払い方法はクレジットカード、デビットカード、プリペイドカード、コンビニ／ATM 支払、PayPal／銀行口座振替払いの中から選べます。その際コンビニでの支払いは220円の手数料がかかります。お支払いを行う金融機関の ATM によっては振込手数料や時間外手数料がかかる場合があります。

注 3 一旦納入された参加費は、不参加であっても、払い戻しはいたしません。

注 4 イベント参加の一般的な申し込み方法は Peatix のホームページにある「参加者ヘルプ」
(<https://help-attendee.peatix.com/>) をご参照ください。

注 5 参加費の領収書は、支払完了後に Peatix からご自身でダウンロードまたは印刷してください。

取得方法:「マイチケット」→「領収データを表示」と進み、必要に応じて「編集モード」にて「宛名」と「但し」をご自身にて修正した後、「印刷する」をクリックしてください。

別途、領収書が必要な方は、参加申込時に Peatix で備考欄にその旨ご記入ください。大会当日に受付にて領収書を発行いたします。

«当日のお申込みの場合»

当日の申込みは受付にてご案内いたします。同様に Peatix からの申込みとなります(当日の現金での参加受付はいたしません)。当日までにご自身で Peatix のアカウントを作成し、持参するモバイルに事前にアプリをインストール(ダウンロード)いただくことでスムーズに受付ができますので、ご準備いただきますようお願いいたします。大会受付のキャッシュレス化にご理解とご協力をお願いいたします。

3 要旨集について

今大会では、ペーパーレス化のため、印刷物での要旨集の配布は行いません。

紙媒体を要する方は、大会ホームページに掲載されていますデータを各自でダウンロードや印刷するなどしてご準備ください。

4 録音・録画・撮影等について

各会場における録音・録画・撮影等は固くお断りさせていただきます。

なお、記録のため主催者は録音・録画・撮影等を行う場合があります。

5 昼食

会場にて食事をしていただくことは可能です。ゴミ等については各自で処理していただきますよう、ご協力をよろしくお願いいたします。

大会当日は両日ともに、学内の学生食堂が 11:30～13:30 で営業しております。ぜひご利用ください。

6 情報交換会について

日 時:8月24日(土)(本大会1日目) 総会終了後

会 場:文教大学越谷キャンパス学食2階 定 員:100名(先着)

なお、情報交換会のみの参加はできません。定員となり次第、受付を終了しますのでご了承ください。

7 宿泊の手配について

大会事務局では宿泊の手配は行っておりません。各自でご用意いただきますようお願いいたします。

夏休み期間中のため、宿泊施設の混雑が予想されます。会場周辺にはホテルの数が少なく、遠方より本大会に参加される方におきましては、お早めに宿泊手配をしていただくことを推奨いたします。

8 記録について (※申込は終了しています)

記録を実施しています。大会ホームページで詳細をご確認の上、Peatix の申し込み時のアンケートフォームよりお申し込みください。

【記録人数】(先着順) 生後6ヶ月以上就学前:5人まで / 小学生:10人まで

【預け時間】8月24日(土)午前(9:45~12:15)、午後(12:45~16:45)

8月25日(日)午前(8:45~12:15)、午後(12:45~16:15)

【料 金】お一人2,000円/日

【申込締切】6月30日(日)

9 情報保障について (※申込は終了しています)

大会1日目に関しては、「要約筆記」を行います。ただし、事前研修については、早期登録申し込みの上、申込フォームの備考欄にてその旨ご一報ください。2日目に関しては事前に大会事務局までご連絡ください。

なお、当日のご相談には対応できない場合もありますのでご承知ください。

【申込締切】6月30日(日)

10 駐車場について (※申込は終了しています)

越谷キャンパス内には十分な駐車スペースはありません。原則、公共交通機関でお越しください。なお、足が不自由等によりやむを得ずお車でお越しの方は、早期登録の上、申込フォームの備考欄にてその旨ご一報ください。

11 クロークについて (14201,14202 教室)

クロークを会場に設けております。なお、貴重品は、紛失や破損の責任を負いかねますので、各自でお持ちください。

情報交換会のクロークは学生食堂の1階に開設します。大会のクロークは 18時に施錠しますので、お気を付けください。

12 荒天・災害時における大会開催に関すること

大会開催当日、開催地において、自然災害や悪天候等により計画運休が見込まれる時等に関して、大会の開催の中止もしくは変更等を行う場合がございます。その際は、速やかに大会ホームページで周知いたします。

口頭発表関係者へのご案内

1 口頭発表者の方へ

1)発表時間

・発表は1演題あたり、発表時間20分、質疑応答15分 計35分です。

・発表スケジュールは次のとおりです。

| 時間 | 発表 |
|-------------|--------------------|
| 9:30～10:05 | 発表1 |
| 10:05～10:40 | 発表2 |
| 10:40～11:15 | 発表3（2演題までの会場は総括討論） |
| 11:15～11:50 | 総括討論 |

・進行係が以下のように時間経過をお知らせします。

発表開始後18分:1鈴 20分:2鈴(発表終了) 35分:3鈴(質疑応答終了・交替)

2)発表用機器

・各教室にパソコンとプロジェクターを設置しています。発表にパワーポイントを使用する方は、8月25日(日)9:00～9:20の間にパソコンのデスクトップに発表データを保存してください。

3)補足資料について

・補足資料の配付が必要な方は、事前に発表者が必要部数を用意し、各会場内の係員に渡してください。
・なお、大会会場では印刷できません。

4)発表者の欠席

・発表者が欠席した場合には、発表取消しとなります。ただし、共同研究者がいる場合は、代行することができます。その場合は、大会事務局までご連絡ください。

2 司会・総括討論助言者の方へ

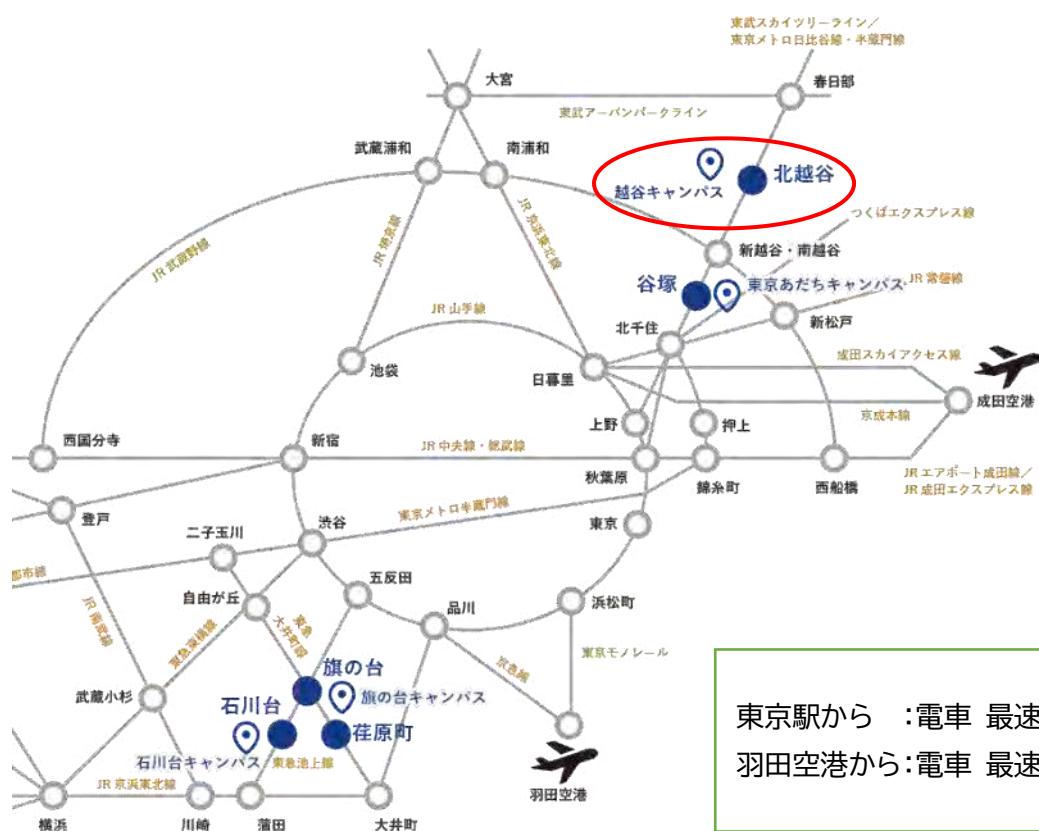
・当日は、9:00までに14203教室へお越しください。
・司会は、司会・進行をお願いします。特に制限時間を遵守するようお願いいたします。
・発表者が欠席の場合は、時間の繰り上げを行わず、その時間は待機願います。
・参加者の質問を受ける際は、所属と氏名を明らかにしてください。

会場へのご案内

文教大学越谷校舎 交通アクセス



北越谷駅(東武スカイツリーライン、
東京メトロ日比谷線・半蔵門線、東急
田園都市線(直通乗り入れ))
西口下車徒歩約 10 分

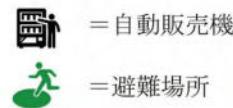


東京駅から：電車 最速約 50 分
羽田空港から：電車 最速約 80 分

(文教大学ホームページより抜粋、詳細はホームページをご参照ください。)

<https://www.bunkyo.ac.jp/access/koshigaya/>

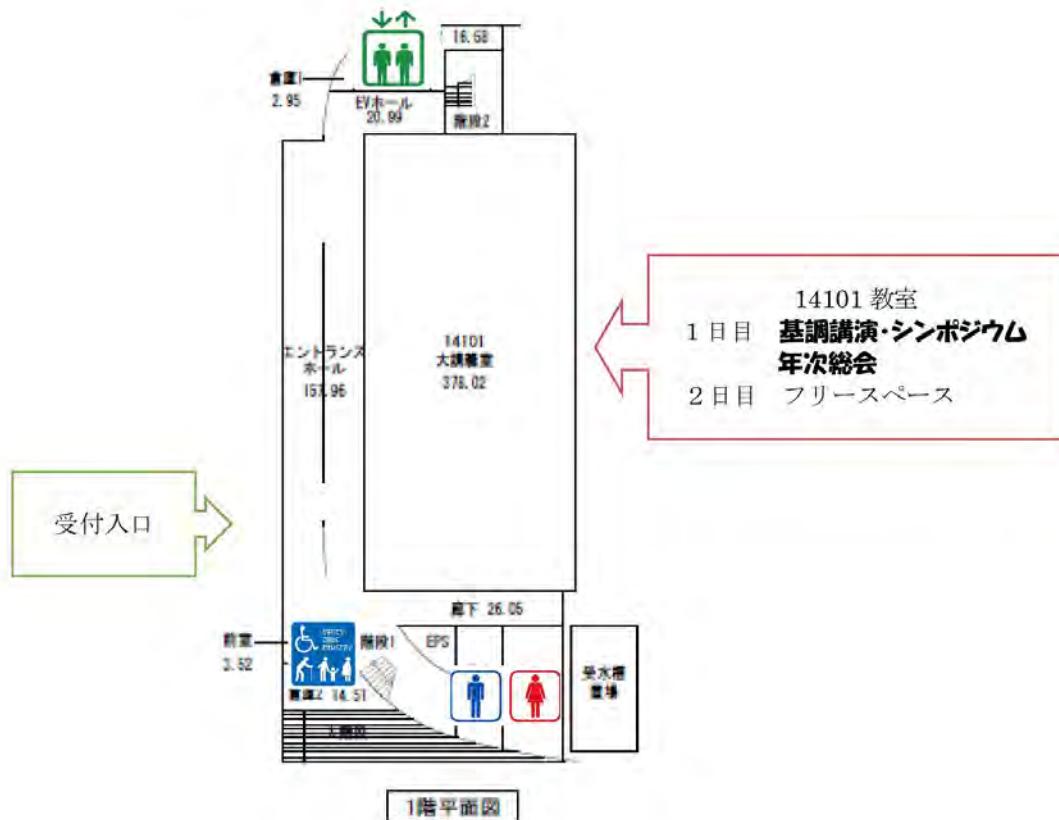


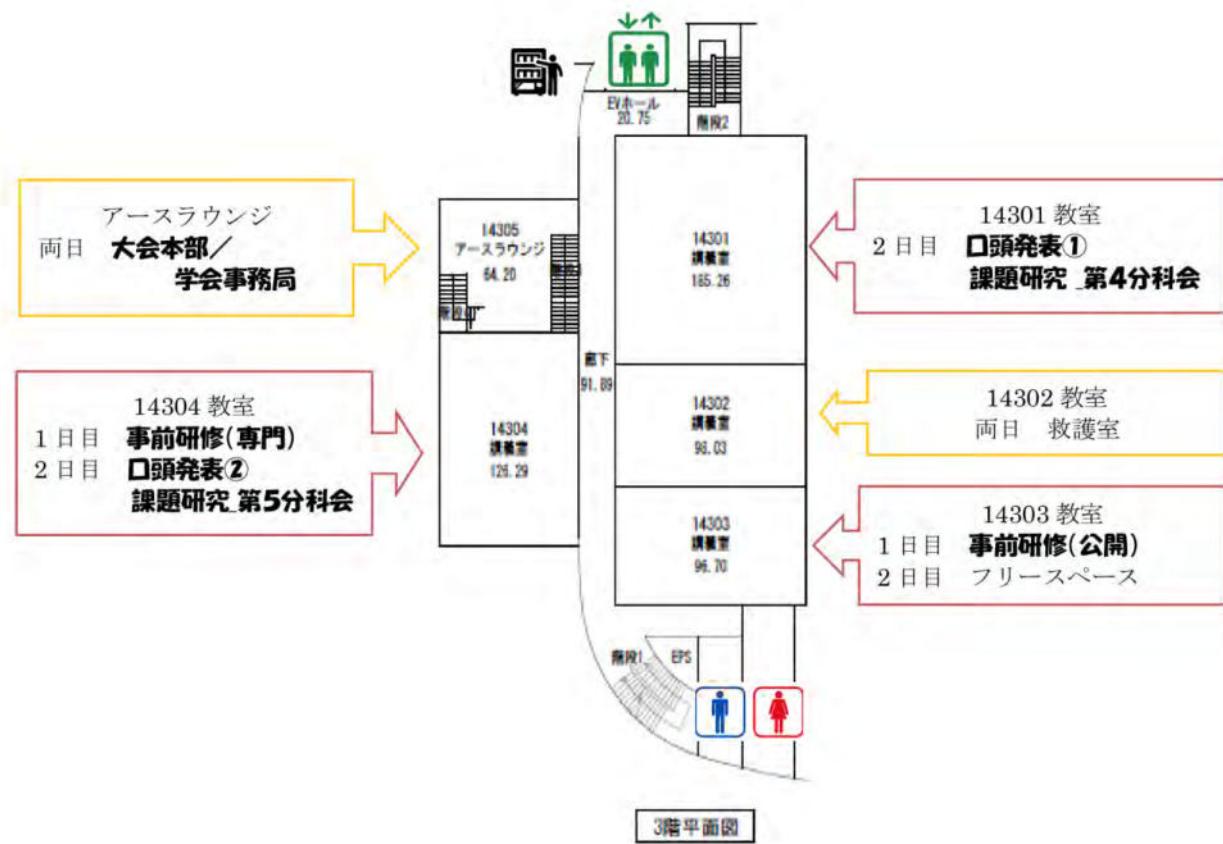


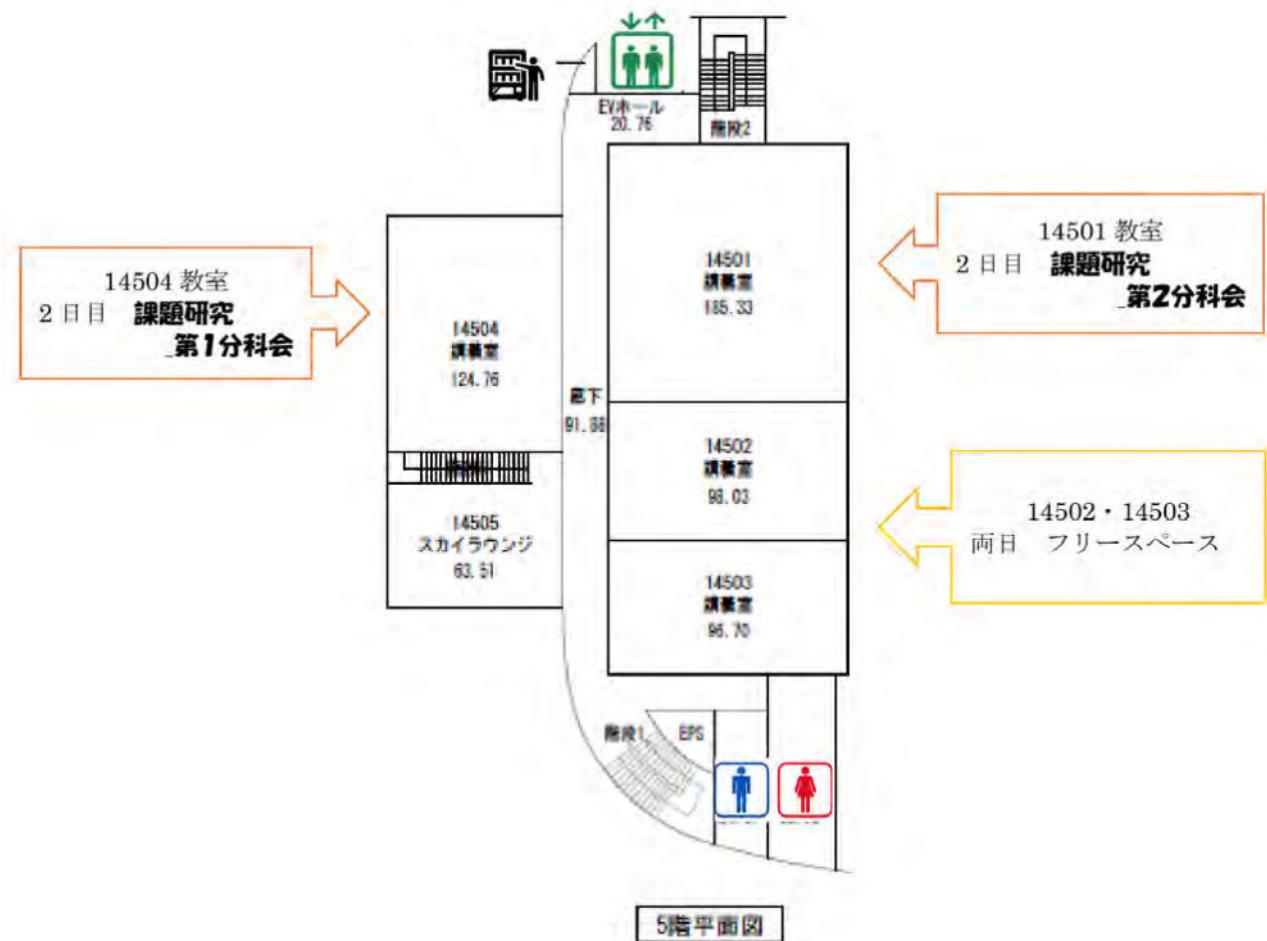
文教大学 越谷キャンパス案内



大会会場(14号館) フロアマップ







8月24日（土）1日目 10:00～

事前研修

【公開研修】14303 教室

「復興小学校にみる教育機能と地域社会

—福祉の視点から考える学校建築試論—」

講 師 : 小林 正泰 (共立女子大学 教授)

コーディネーター : 福間 麻紀 (北海道医療大学 准教授)

＜研修のねらい＞

昨年は関東大震災100年ということで、震災・復興に多くの関心が寄せられた。本研修の題目にある「復興小学校」とは、関東大震災で焼失した木造の小学校が鉄筋コンクリートで再建されたものを指す。この「復興小学校」は「復旧ではなく復興」を目指し、学校建築を通じて当時の様々な社会問題を解決するとともに、次世代を担う子どもを育成する新しい教育を実現しようとしたものだった。

この「復興小学校」を教育と地域社会の2つの軸から切り取ることで、学校教育および社会教育の物理的環境としての学校建築の機能が見えてくる。教育の軸から見えることは、当時隆盛していた新教育(児童中心主義)との関係や、衛生・公害等の都市問題、あるいは新中間層や工場労働者といった新しい社会階層との関係である。地域社会の軸からは、教育環境の整備に尽力し学校を支えると同時に、地域施設として学校を利用するという、地域社会と学校との双方向の関係である。

以上のように復興小学校を見たときに、福祉の視点から学校建築を捉える視座が得られるのではないかとの仮説から、学校建築の福祉的機能について考える機会としたい。

＜講師の主な経歴および著書＞

共立女子大学家政学部児童学科教授。東京大学大学院教育学研究科博士課程修了。博士(教育学)。東京大学大学院教育学研究科教育学研究員、東京学芸大学特任講師などを経て現職。専門分野は日本教育史。近現代東京を対象に、教育環境としての学校や地域社会の歴史的変遷を研究し、博士論文のテーマとして関東大震災後的小学校建築と教育思想・教育実践の関係性について研究を行った。著書に『関東大震災と「復興小学校」—学校建築にみる新教育思想』(勁草書房,2012年)、『各種学校の歴史的研究—明治東京・私立学校の原風景』(東京大学出版会,2008年,共著)『港区教育史 くらしと教育編』(2023年,共著)など。主要論文は、「簡易宿泊所地域における長欠対策学級の実践—東京・山谷地区の事例を中心に」(『青少年教育フォーラム』第6号,2006年,単著)、「復興小学校をめぐる教育思想—古茂田甲午郎の学校建築観とその思想的背景」(『都市問題』第101巻第3号,2010年,単著)など。

8月24日（土）1日目 10:00～

事前研修

【専門研修】14304 教室

「学校現場における社会的養護を受けて暮らす子どもたちへの支援の在り方—スクールソーシャルワーカーの役割を考える—」

講 師 : 中村 豪志（早稲田大学人間科学学術院 助手）

ファシリテーター : 福島 史子（鳥取県教育委員会いじめ・不登校総合対策センター
スクールソーシャルワーカースーパーバイザー）

コーディネーター : 佐々木 千里（立命館大学 非常勤講師）

＜研修のねらい＞

現在、日本の社会的養護は、2016 年児童福祉法改正、2017 年「新しい社会的養育ビジョン」の策定、2022 年児童福祉法の更なる改正を契機として、大きな転換期を迎えている。

児童虐待など何らかの理由で親と一緒に暮らせない事情が生じた子どもは、日本ではこれまで施設等による養育が一般的となっていた。しかし近年では、実家庭により近い環境で、子どもへの細やかなケアを提供する目的から里親等による家庭養育が推進されている。こういった中で、学校がどのような役割を果たすのか、今後の日本の社会的養護を考えるうえで重要なテーマの一つとなる。

そこで、本研修では、学校現場における社会的養護児童への支援の在り方を考えるとともに、スクールソーシャルワーカーの役割に焦点を当てる。里親家庭や施設で暮らす子どもは、実親、里親、施設や児童相談所職員など様々な関係者の関わりがあり、近年では子どもの声を聞く「子どもアドボケイト」の取組も活発となっている。そのような中で、教育権を保障する学校現場の大切さと、それをふまえて、子どものためにスクールソーシャルワーカーが果たすべき役割について改めて考える機会としたい。

＜講師の主な経歴＞

愛知県立大学人間発達学研究科博士後期課程単位取得満期退学。修士（人間発達学）、社会福祉士。尾張旭市・瀬戸市スクールソーシャルワーカー、早稲田大学社会的養育研究所研究助手を経て、現在、早稲田大学人間科学学術院助手。専門はスクールソーシャルワーク、子ども家庭福祉。

＜主な著書・論文等＞

「スクールソーシャルワーク支援における『秘密の保持』の配慮・工夫のプロセス」（『人間発達学研究』第 14 号、p.43-51）、『学校現場における里親家庭で暮らす子どもへの支援』（監訳）明石書店（2023）、『社会福祉（プラクティス／保育・福祉のはじまり）』（共著）ミネルヴァ書房（2024）

8月24日（土）1日目 13:10～

基調講演 14101教室

「一人の子どもや若者も取り残さないためのソーシャルワーク実践」

講 師：青砥 恭（認定NPO法人さいたまユースサポートネット 代表理事）

＜趣旨＞

孤立した子ども・若者たちが抱える「生きづらさ」は、社会で向き合うべき課題である。青砥氏が代表理事を務める認定NPO法人「さいたまユースサポートネット」は、子どもや若者の現実に寄り添いながら、地域での居場所支援、学習支援、そして就労支援などの取り組みを先駆的に行ってきました。困難の背景にある複合的で重層的なリスクを見据え、子ども・若者たちとともにその一つひとつに対応することによって社会を変える活動は、ソーシャルワーク実践そのものである。既存の制度やコミュニティが見過ごしてきた子ども・若者のためのソーシャルワークを実践するために、私たちはどのようにしてソーシャルワーカーになっていくのかを改めて考える機会としたい。

＜講師の主な経歴＞

島根県松江市生まれ。20年間、埼玉県で県立高校の教諭、その後、関東学院大学、埼玉大学、明治大学などで講師。「子ども・若者の貧困と格差」を教育と持続的な地域づくりという視点から実践・研究を進めている。2011年7月に特定非営利活動法人さいたまユースサポートネット（現在は認定特定非営利活動法人）を設立、さいたま市で居場所のない若者の支援活動として、学習支援、居場所づくり、就労支援など若者たちの包括的支援のネットワークと地域拠点（ローカル・コモンズ）をつくる活動をしている。2016年からは「全国子どもの貧困・教育支援団体協議会」の代表理事も務め、全国の活動の支援もしている。

＜主な著書＞

- ・ 青砥恭（2009）『ドキュメント高校中退：いま、貧困がうまれる場所』筑摩書房
 - ・ 青砥恭+さいたまユースサポートネット編（2015）『若者の貧困・居場所・セカンドチャンス』太郎次郎社エディタス
 - ・ 稲葉剛・青砥恭ほか著（2016）『ここまで進んだ！格差と貧困』新日本出版社
 - ・ 前川喜平・青砥恭ほか著（2018）『前川喜平教育のなかのマイノリティを語る：高校中退・夜間中学・外国につながる子ども・LGBT・沖縄の歴史教育』明石書店
 - ・ 青砥恭（2021）『若者世界の分断と高校教育の変容—社会的階層移動から社会的格差の再生産へ』宮本みち子ほか編『アンダークラス化する若者たち：生活保障をどう立て直すか』明石書店
- その他、webマガジンでの連載、朝日新聞埼玉版「まなぶ」シリーズで連載するなど、著書・論文、多数

日本学校ソーシャルワーク学会 全国大会第18回 埼玉大会

基調講演

「一人の子どもや若者も取り残さないための ソーシャルワーク実践」

認定NPO法人さいたまユースサポートネット
(全国子どもの貧困・教育支援団体協議会)
代表理事 青砥恭

1

団体紹介・代表紹介

■認定NPO法人 さいたまユースサポートネット

①不登校や高校中退、引きこもりを経験した子ども・若者 ②障害で生きづらさを感じている子ども・若者 ③親や家庭の多様なリスクが原因で貧困化し、社会的に排除され、人間としてのアイデンティティを持てないまま生きている子ども・若者たちを対象に、居場所・コミュニティを通じて、多様な自立の形を模索し、地域づくりをも展望することを目標に設立したNPO。さいたま市を中心に、居場所づくり、学習支援、就労支援など、子ども・若者の自立をめざす活動を行っている。スタッフ60名。ボランティア350名



HP : <https://saitamayouthnet.org/>

■代表理事 青砥 恭



元埼玉県立高校教諭、埼玉大学、明治大学で非常勤で教員養成を担当。2016年から「全国子どもの貧困・教育支援団体協議会」の代表理事。教育と格差、子どもの貧困、地域づくりにかかわる論文は多い。著書に『ドキュメント高校中退』(ちくま新書)『若者の貧困・居場所 セカンドチャンス』(太郎次郎社エティタス)など多数。朝日新聞、埼玉新聞に2007年以来、コラムを執筆。

2

2011年、さいたまユースのたまり場 (開設当初の活動)

(開設日)毎週・土曜日2時~5時 (場所)「彩の国すこやかプラザ」(京浜東北線与野駅)

目的:中退・不登校・ひきこもりなど、早期に教育から離れた若者たち、社会から孤立した若者たちを社会とつなぐ

(たまり場の利用者数) 毎回15名~50名 13歳(中1)~ 30代半ば(生保)

〈利用者は…〉

さいたま市こころの健康センター さいたま市障害者生活支援センター

児童養護施設 自立援助ホーム 公立通信制高校 定時制高校

さいたま市福祉事務所 ホームページを見て 学校で配られたチラシを見て

知り合いに誘われて 中国人・ベトナム人青年たち

(若者たちの特徴) 敵しい生育歴 共通する最大の特徴は「貧困」

○親の離婚・家庭崩壊 ○虐待・ネグレクト ○不登校 ○高校中退

○低学力 ○依存症 ○うつ、発達障害・知的障害・人格障害など

○生活保護 (※ これらの特徴がいくつかずつ重なっている。)

(スタッフ・ボランティア)

大学教員 公務員 社会福祉士 スクールソーシャルワーカー 大学院生

大学生 会社員 主婦(元養護学校教員 元CW) メディア記者など

(私たちの支援の基本) — 支援する側・される側に垣根を作らない ピアサポート

※ 2011年8月27日キャンプ 35名 10月22日、12月3日 遠足・大宮アルディージャを応援50名参加

12月24日クリスマス会 60名参加

3

これまでの主な行政からの委託事業

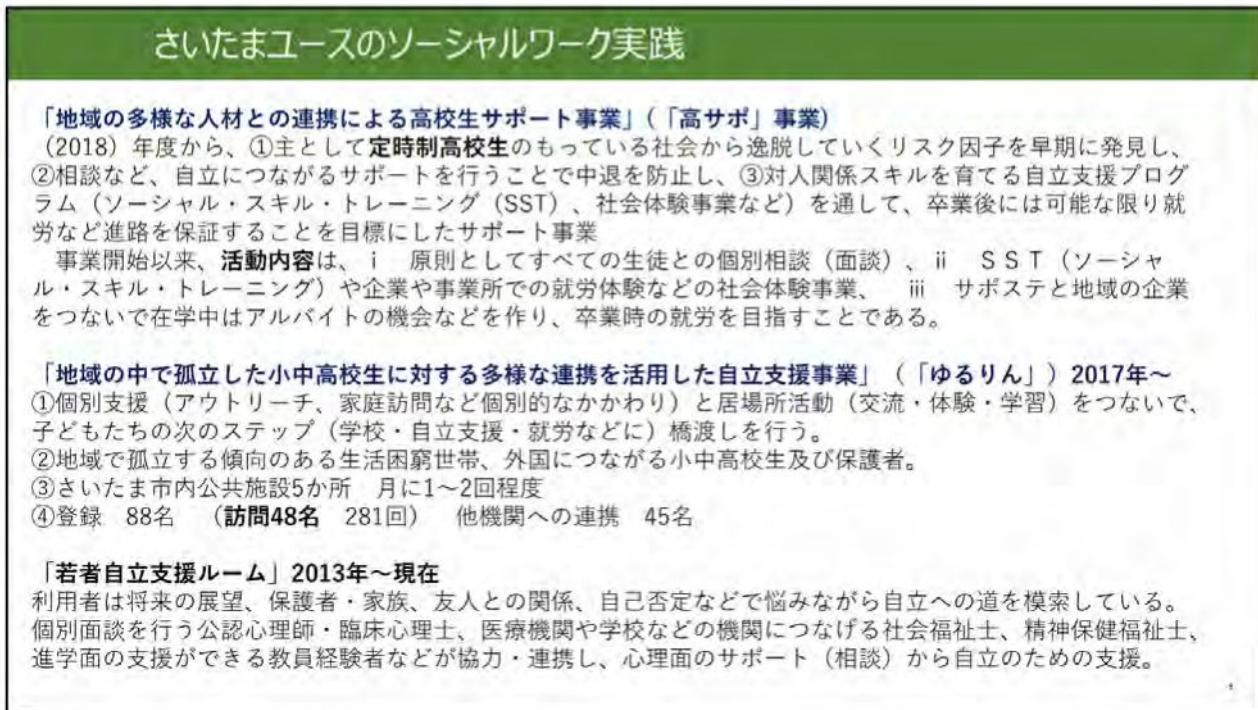
さいたまユースがこれまで実施してきたプロジェクトは、小学校低学年から社会人まで幅広い年齢層をカバーする。

| | 小学生 | 中学生 | 高校生 | 大学生 | 社会人 |
|---|------------------------------|-----|-----|-----|-----|
|  居場所支援 | ルーム桜木 (2013年~) | ✓ | ✓ | ✓ | |
| | ルーム南浦和 | ✓ | ✓ | ✓ | |
| | ルーム上尾 | | ✓ | ✓ | |
| | たまり場 (2011年~) | ✓ | ✓ | ✓ | ✓ |
|  学習支援 | さいたま中高 (2012年~) | ✓ | ✓ | | |
| | さいたま小学 | ✓ | | | |
| | 川越 (小中高 2020~2022年度まで) | ✓ | ✓ | | |
|  就労支援 | サボステ (~2021年3月まで。以降、はたちか事業に) | | | ✓ | ✓ |
| | 高校生サポート事業 (~2021年3月) | | ✓ | | |
|  地域づくり | あそぼくすみぬま ほりさき 2カ所 | ✓ | | | |
| | サッカー教室 堀崎プロジェクト・コモンズ | | | | |

4



5



6

高校生サポート事業から見えた定時制・通信制高校の生徒の困難（2018年～）

- 1 コミュニケーション力が不足、対人恐怖、クラス内の孤立、社会へ出ることに不安を感じている。
・理不尽さに対してもきちんと自分の考えを言えないなど生活や学習に困難をきたしている。
→ 繰り返しの面談やSSTでその困難を改善
- 2 小学校・中学校でのいじめから人間不信、大人（教師や親）に対する不信感も強い生徒が多い。
コミュニケーションが苦手で、人と関わりを持たなくなったり、仮面をかぶって本心を隠し、一見楽しそうに演じているが常に息苦しかったり、自己肯定感を持てない生徒が多数 → 面談で初めて苦しさを吐露
- 3 海外から移住して来て、中学校の先生の指導を受けたり、地域の日本語教室に通って会話は何とかなっているが、漢字に苦労をしている。学習に困難をきたし学力が育たない。また、会話もままならず困難を訴えることもできない生徒もいる。
- 4 小・中学校時代から、いじめ、起立性障害、家庭環境などから不登校だった生徒が多数。
- 5 一人親家庭も多い。ステップファミリーや祖父母や施設で育てられている生徒も少なくない。両親の離婚により負の影響を受け振り回されている。親のDVを見たり親からの虐待を受けている生徒もいる。
- 6 保護者の貧困から生徒本人がアルバイトで家計や学費を稼いでいる生徒が多数。大学進学の希望があっても断念せざるを得ない生徒も多い。
- 7 異性との距離の取り方がわからず、男女ともに苦しんでいる生徒。女子の場合は性被害を受けていても人に言えず、男性（先生も含む）に苦手意識や恐怖感を持つことが多い。男子の中にはお互いの負担を感じているのにどうしていいかわからず苦しくなって交際をやめてしまうことも。
- 8 L G B T当事者の生徒は定時制や通信制の学校で初めて一定程度の安心感を得られながらも、情報や知識、仲間を求めている。
- 9 パニック障害、潔癖症、不眠、情緒不安定、うつなどの症状を抱えつつ服薬しつつ学業を続けている生徒が全日<定時<通信の順に割合が高い。医療・専門機関の支援が必要な生徒も少なくない。

7

長欠・不登校の背景

【不登校児童生徒に 占める割合】

| | | |
|------------------|----------|-------|
| 無気力・不安 | 154,772人 | 51.8% |
| 生活リズムの乱れ、あそび、非行 | 33,999人 | 11.4% |
| いじめを除く友人関係をめぐる問題 | 27,510人 | 9.2% |
| 親子の関わり方 | 22,187人 | 7.4% |
| 左記に該当なし | 14,814人 | 5.0% |

令和4年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について 令和5年10月4日

（さいたま市教育委員会の調査では）

欠席90日以上60%、不登校要因は無気力・不安が52%だが、さらに調べると、①子ども間の関係性、②学力への不安

- 個人の適応性や心の問題（個人的要因）
- ◎コロナ禍、子ども間のつながりの希薄化、集団活動や自然体験活動の減少
- 学校制度の行き詰まり →学校の競争化、学校≠居場所（学校の権力性、暴力性）、生徒間の人間関係（いじめ） 教師との関係（ハラスメント）※教育虐待（武田信子）

※【千葉大学 保坂亨氏調査（2007年）】

- （小学校）30日以上欠席（長期欠席）児童の76.9%が「脱落型（貧困型）」
- （中学校）30日以上欠席（長期欠席）生徒の81.8%が「脱落型（貧困型）」

8

私たちが関わっている子ども・若者を取り巻く現実

14年間のユースワークで出会った子ども・若者と彼らが抱える困難

さいたまユースの活動に参加している子ども・若者たちの現状は、本人、家庭、学校での困難が、複合的に重なり合っていました。



【子ども・若者の抱える生きにくさ】

- ・全国の小中学生の8.8%が発達障害の可能性 ※文部科学省調査(2022年)
- ・全国のひきこもり推計146万人 ※内閣府調査(2022年)
- ・全国の小中高の長期欠席児童数60万人(2022年度)
- ・いじめの増加35,000件(2022年度)
- ・子どもの貧困率11.5% 中でもひとり親世帯の貧困率44.5%(2021年度)

9

見えない日本の貧困

「相対的貧困」下で生活する20歳未満の子ども約290万人
(2023年の相対的貧困率11.5%)

生活保護世帯の子どもの数は約26万3千人
(厚生労働省「被保護者調査」より、内閣府子供の貧困対策推進室)

日本における貧困問題の最大の課題 貧困は「恥?」「ステigma?」

①「支援が必要な人を行政が適切に把握していない」&「必要な人に支援が届かない」
↔ 子どもは学校? 家族は?? 人権問題

② 貧困など多くの困難を家族・個人の中に閉じ込める日本社会 (ヤングケアラーなど)

—制度から取り残される「外国につながる子どもたち」

義務教育年齢の外国につながる子どもが約20万人
日本国籍がなければ親の「就学義務」なし
義務教育年齢で「就学不明」の子どもが約2万2千人
日本語指導が必要な児童生徒も5万人以上在籍、1万人は支援なし

9

10

長期欠席（不登校）、中退、低学力など、 学校教育（競争）から「排除」される子どもたち

★子どもが抱えるさまざまな困難
⇒ 学校が求める“枠”にはまらない子どもも多い

★具体的には、学校で対応できない困難を抱えた子ども：精神疾患、虐待などに起因する自尊感情の低さ・社会性の乏しさ・親の文化資本の脆弱さ

↓
問題児扱い・放置

↓
学力の低さ・自己肯定感の低下・大人への信頼感の低下・反抗
仲間外れ・友人関係の亀裂・孤立

↓
学校教育の場からさらに排除

↓
不登校・非行傾向・地域からの孤立から、さらなる貧困化の進行

11

子どもの貧困対策のスタート

【バブル崩壊・リーマンショック 年越し派遣村 生活保護世帯の増加】
→子ども若者の社会的居場所の必要性

2006～2007 NHK「ワーキング・ブア」

2008年『子どもの貧困』（阿部彩）2009年『ドキュメント高校中退』（青砥）

2013制定「子どもの貧困対策法」→「貧困」が初めて法律名に。理念法、実態把握・計画策定・方策の提示 → 2019 改正法（夢 希望 現在＆将来）

2014閣議決定「子どもの貧困対策大綱」→ 指標25（分野横断的）学校を地域におけるプラットフォーム

2013年 生活困窮者自立支援制度、**自治事務**（⇒生活保護の基準の引き下げ）
def：「生活困窮者とは就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活が維持できなくなる恐れのある者」
目的：自立の促進

○ 福祉と教育にまたがる「学習支援」（文科省：地域未来塾）、子ども食堂、フードバンク、居場所事業、奨学金など

12

貧困の中で、子どもの「無力感」が…

«改善の見通しのない、引き続く困難»

①改善しようという意欲の低下 ②学習能力の低下 ③感情面の動揺
- 学習性無力感の研究 - M・セリグマン

社会的流動性の保障

親の貧困から抜け出せる希望



成功体験と自己肯定感（人間の尊厳とウェルビーイング）
+自尊心やレジリエンス（回復力）

- 他者とのあたたかい交流（仲間からの認容・教え合い）
≠ 他者との（終わりなき）競争
- 自律性の感覚（生徒主導か教師主導か）でいいか？→ 自己効力感の形成
<自分は自分の行動の主人公>
- 人間の尊厳とウェルビーイング（自己肯定感）

13

二極化する子どもたち、二極化する学校

「学びを通じた居場所づくり」とは

＜子どもの二極化 ⇒ 学校の二極化＞

多い不登校生徒、学力の低い生徒、学びに課題を持った生徒たち
≠ 「学校文化」（↔ 学校知のゆがみ？？）

（直観 - 場面的思考） ⇒ （言語 - 論理的思考）
声の文化（オラリティ）の認識過程 文字の文化（リテラシー）の認識過程

- 安心して学校に通えること
- 授業に不安を感じないで出席できること

学校知 ≈ 形式論理的思考の必要性 ？

23

14

さいたま市の小中高生むけ学習支援事業



＜教室の様子＞

生活保護世帯の小中高生と児童扶養手当全額受給世帯の中学生を対象とし、市全10区に1~2教室、全23教室、週2回開催。

15

15

生活困窮者自立支援法「学習・生活支援事業」の現状と課題

a. 国の予算の在り方

1 学習・生活支援事業の国負担分 国・自治体 各2分の1

- ① コロナ禍での地域格差の拡大
- ② 地方で実施していない自治体の大きな理由が財源（&人）（福祉事務所設置自治体、907自治体の6割にとどまっている）

b. 点と線から面（地域）としての支援→予算&支援者不足

- 1 寄り添い型の包括的な子ども支援へ
- 2 相談支援

c. 地域の市民活動と行政の自治活動の協働

持続的な活動へ、地域づくり

- ① 地域の連携、ネットワーク形成
- ② 地域における子ども支援の担い手の育成 アウトリーチ

d. 市民の参加を阻害 → 市場化 地域主体のコモンズへ

16

16

学習支援の担い手は大学生

ふりかえりと定例会



17

17

市場化の進行下、NPOの社会的な価値を語る……

- ①学習支援活動は 1、学習支援 2、子どもの居場所 3、相談活動 4、様々な体験活動 で構成。地域との協働連携は極めて大切。
- ②市場化は新たな契約のたびに事業者が変わることが前提。とすると、支援の継続性がなくなり、信頼関係も失われ、地域の連携協働を喪失。
- ③学習支援など貧困問題への取り組みには地域のネットワークが欠かせない。事業の継続を失うことはネットワークからの離脱、崩壊を意味。支援者同士の連携協働の関係性も喪失。
- ④NPO活動は市民活動。人の連携協働を作ることを目的。アドボカシーにも寄与。多くのNPOの活動は先駆性がある。市場化によって企業が参入しているが、多くは政策化された後に、参入。「マーケットテスト」と言われます。
- ⑤自治体や政府とNPOのパートナーシップが必要。
非営利（利他）のNPOが公益性の大きな活動に参加することは理にかなっています。

（立教大 木下武徳さん講演から）

18

18



学習支援の多様性と地域づくり、ソーシャルワーク

方向性：教育と福祉の連携、人間の豊かな発達と生活基盤の安定を同時に保障する必要性、学校から地域の力へ（NPO）：NPO（地域住民）などの学習支援が地域づくりにつながっている

《学習支援活動が困難層の子どもや家族、地域に役立つためには以下の改善が必要》

- ①持続的で包括的なネットワークの形成とそれを支える地域づくり
- ②国の予算の拡充が必要、地域格差、事業の精粗が大きい
- ③支援内容のさらに包括的な子ども支援への転換が必要
- ④支援が届かない家庭には、学校との協働とアウトリーチが必要
- ⑤外国ルーツの子どもたちにも学びの機会を
- ⑥子どもたちの課題を共有しながら、小学生教室から中学生、高校生教室へ：中退防止と高校卒業後の進路の実現

19

19

困難を抱えた子どもたちにとって「居場所」とは

若者たちの生きづらさの背景は居場所の喪失

居場所は仲間との関係性の中でケアされ、受容的で自治的な場であり、学校から社会への移行期を生きる若者にとって社会へ移動するプラットフォーム

- ①学校・家族という帰属できる場を持たない子どもや若者たちが「人間として承認される場」
- ②アジールとしての場（隠れ家）：学校や職場、家庭から一時的に離れる避難所、社会や家族からの期待やまなざしから解放される場
- ③「避難、承認、安心安全」だけではない…多様性の認識、自己認識、多様な価値を受容し、協同の体験の場であって、関係性を育てる場
- ④将来の自己形成をデザインする場（自己効力感）

※「居場所（触れ合うこと）の意義

：コミュニケーションを「ともに分かつ」関係性とする。子どもたちは出会い、身体ごと互いに息づかいを感じ、子どもの目で世界を見ようとする。そこで大切なことは身体を丸ごと感じ取れる「じか」の距離である。（竹内敏晴の身体論から「論座」2021・7 青砥）

20

20

教育は不平等を克服できるか

生活保護と子どもの貧困

教育扶助支給(生活保護) 小学生 約9万人
 中学生約6万人、高校生等 4万5千人
 (高等学校等就学費支給者数、合計約19万5千人)
 (2014年度被保護者調査・平成26年7月末日現在特別集計)

教育の機能: 社会統合・共生・階層移動

貧困対策の機能:社会の流動性(↔ 階級の固定化)
 ⇒ 再分配 + 再(やり直し)教育

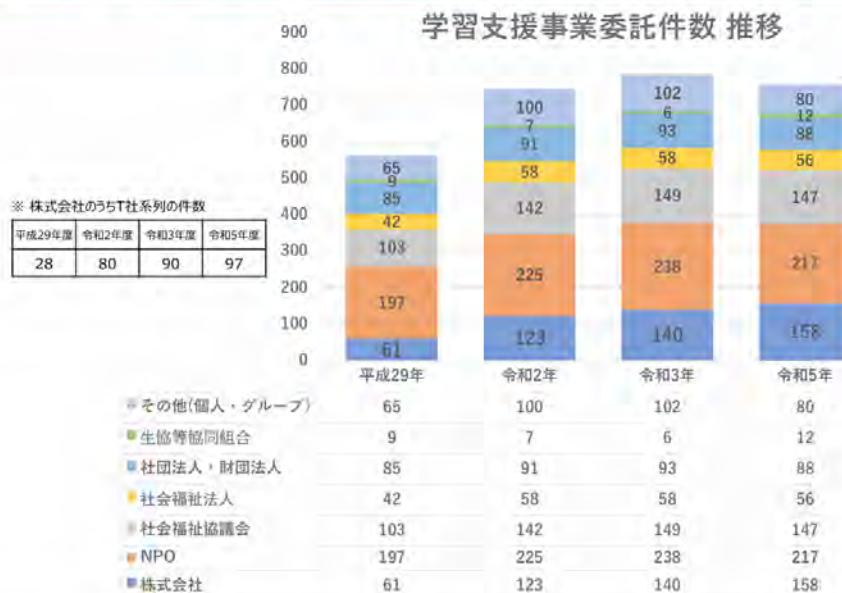
「なぜ、教育か。教育投資のねらいは市民(子ども & 若者)に『可能性の再配分』をかなえるためなのである。」アンソニー・ギデンズ『第三の道』

「人間同士のコミュニケーションの成立 = 共通感覚・共通の体験
 共通感覚の共有から公共性の構築へ H・アーレント『人間の条件』

21

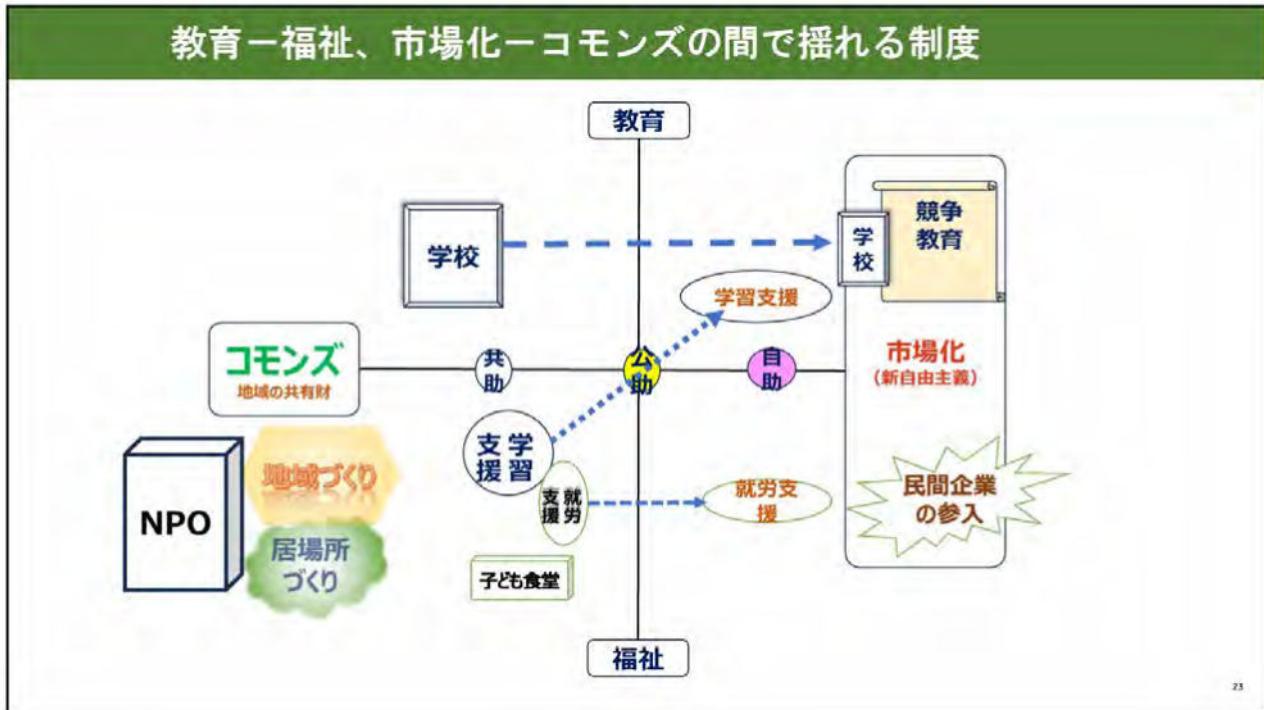
21

学習支援の市場化 一 学習支援事業委託件数比較

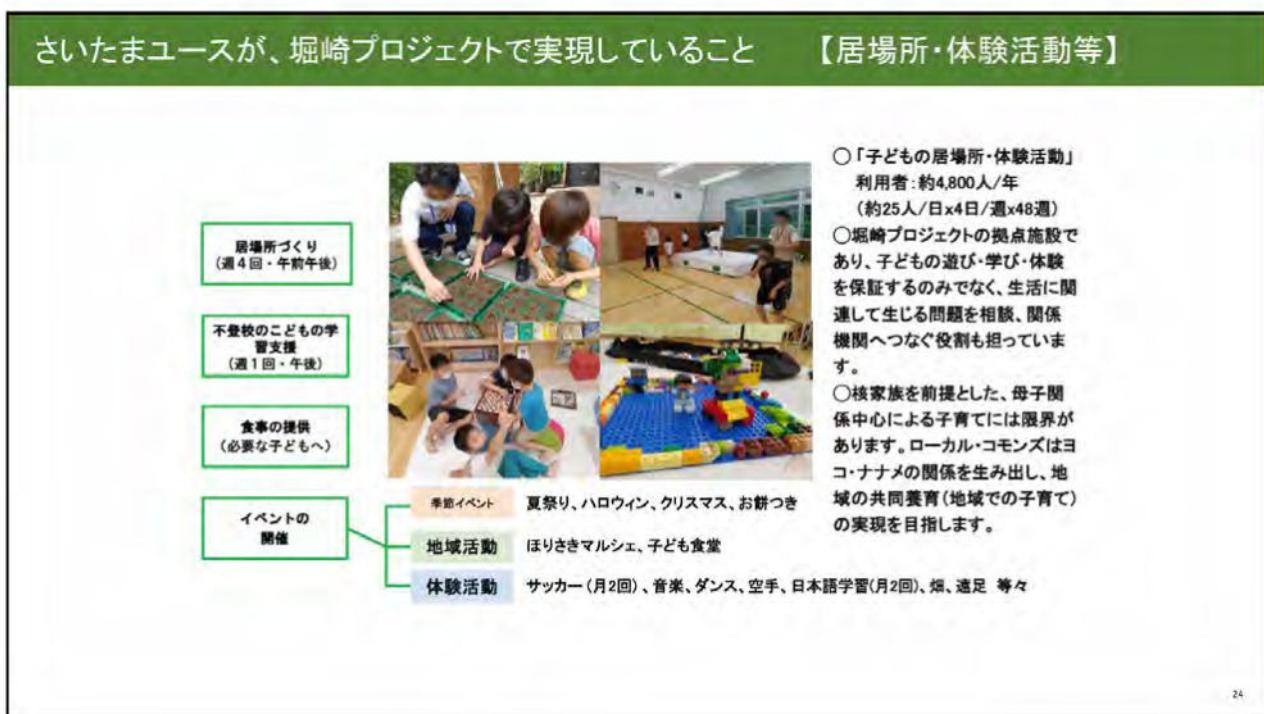


22

22



23



24

さいたまユースのプロジェクト（居場所、就労など社会へつなぐ、学び直し）



＜定時制高校生（北区）＞



＜たまり場（浦和区）＞



＜居場所の農業体験（大宮区）＞



＜小学生サッカー教室（見沼区）＞

25

2022年12月
さいたまユースのクリスマス会（子ども食堂）



26

コモンズの形成を目指す堀崎プロジェクトのいくつか



27

なぜ、堀崎プロジェクトか ～コモンズとしてのコミュニティー～

- ・包括的な相談支援などのサービスを受け、人々が自ら帰属したいと考える居場所をみつけ、そこで元気を回復できる場
- ・「複合的な困難」を抱えた子ども・若者、家族の可視化 → アクセスが可能に

※対象：「新しい生活困難層」) ⇒ 低所得不安定雇用層、ひとり親世帯、ひきこもり、軽度の知的障害などの複合的で重い → ワーキングプア 働く困窮層 (宮本太郎氏)

- ・若者たちの受容・自尊感情（エンパワメント）が可能なコミュニティづくり
- ・若者たちの仲間づくりの試行錯誤
- ・丁寧な相談支援で「新しい生活困難層」に向き合う
- ・居住・生活・教育・文化など生活全体を地域で支える
- ・コモンズを協同してケアし、民主的に管理できる主体の形成

- ＝ **共助を公助が支えるシステムこそ・・・**
(→ 地方自治体は10年後のコミュニティ政策をもつ)

28

地方公共団体の役割　　コミュニティ政策（地域づくり）の策定

10年後、20年後のまちづくり

- 分かち合い、支え合いを持続可能に（ローカル・コモンズ）
- 子どもの貧困対策を政策の中心に
 - ① 当事者はもとより家族への養育支援を
 - ② 地域づくり事業に従事する人材育成を
 - ③ 地域のネットワークづくりなど、全てのステークホルダー（利害関係者）に配慮したコミュニティ政策を
 - ④ 公共財（コモンズ）の保護は行政の役割

持続的な事業づくりのためには、支援事業をコミュニティの共有財（ローカル・コモンズ）にしなければならない。貧困対策であれば、法の事業のプロセスを通じて、ソーシャルキャピタルを官民協働で創設し、管理する活動をめざすこと

29

ローカル・コモンズ：なぜ、地域協働モデルが必要か

- ・ NPOの支援では量的に限りがあり、面的支援を行うには十分ではない
- ・ 企業だけでは、支援のノウハウが十分ではない

こども・若者に対する支援を持続的、面的に実施するには、行政、NPO、企業3者の協働に加えて、支援が自分たちの、そして自分たちが住む地域の利益につながる住民の参加こそが不可欠である

地域参加型のこども・若者支援を構築することにより、他地域でも展開可能なモデルをつくり、こども・若者が支援の制度のはざまからこぼれおちないことをめざす

30

地域協働による子どもの貧困解決 堀崎モデル



31

さいたま市若者自立支援ルームのおみこし隊（大宮区桜木町）

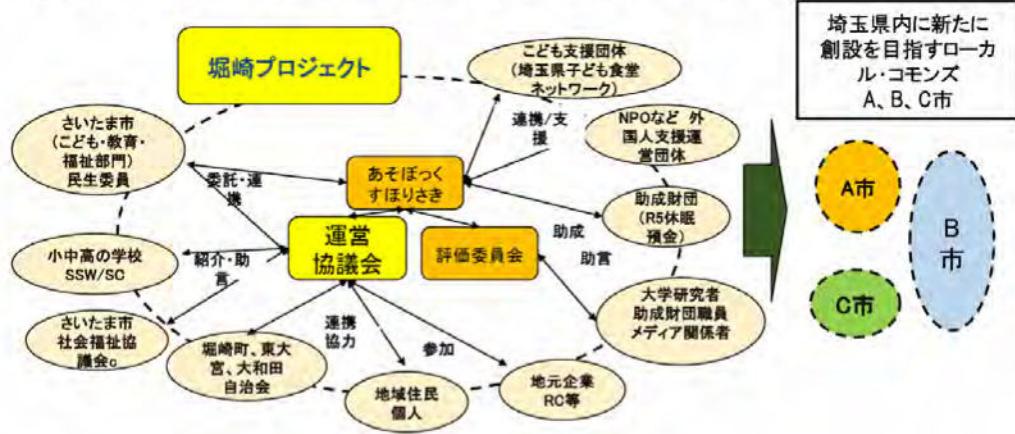


32

32

ローカル・コモンズ実行体制図

住民相互の信頼と互酬性に基づくソーシャル・キャピタルのネットワーク



33

さいたまユースが、堀崎プロジェクトで実現していること 【ローカル・コモンズの母体、堀崎プロジェクトの運営協議会】



- ローカル・コモンズの母体であり、堀崎プロジェクトのメンバーが集まって、地域のニーズを発見し、地域の課題を解決するために協議するのが運営協議会
- 急激な人口減少、高齢化率の上昇、また外国人人口の増加、子どもたちの不安など、社会の大きな変化が引き起こす地域課題への対応は、地域社会自身が解決しなければならない課題
- 見沼区内の複数の自治会長、民生委員、社会福祉協議会、見沼区元区長、校長、NPO、大学など、地域のさまざまなメンバーが参加
- 堀崎プロジェクトの活動を報告し、意見交換し、それぞれの今後の活動に反映する

34

さいたまユースが目指すもの

理想の社会（ビジョン）

地域との協働で一人の子どもや若者も取り残さない社会をめざします

取り組み（ミッション）

さいたま市（その周辺の地域）を拠点に、子どもや若者を貧困と孤立から守るために
4つの支援（仲間づくり、学び、仕事、地域づくり）を実践します。

5つの活動領域



①居場所支援



②学習支援



③就労支援



④地域づくり

⑤4つの活動を支える基盤の構築

35

8月24日（土）1日目 14:20～

大会シンポジウム 14101 教室

「学校におけるソーシャルワークの課題と展望

～私たちはどのようにスクールソーシャルワーカーになっていくのか～」

シンポジスト : 清水 克修（横浜市教育委員会 統括スクールソーシャルワーカー）

弓田 香織（長野県教育委員会 スクールソーシャルワーカー

スーパーバイザー）

コメンテーター : 渡辺 裕一（武蔵野大学 教授）

アドバイザー : 青砥 恭（認定 NPO 法人さいたまユースサポートネット 代表理事）

コーディネーター: 新藤 こずえ（上智大学 教授）

<趣旨>

基調講演を受け、今日におけるスクールソーシャルワーク(SSW)実践が、学校・地域をフィールドにどのように展開されているのか、SSW 活用事業のスタート期からスクールソーシャルワーカー(SSWer)として活動し、現在は統括 SSWer、スーパーバイザーの立場にあるシンポジスト2名による報告を行う。特に、SSWer の多くが、SSW 教育を受けずに SSWer となっている現状に鑑み、SSWer として実践するための現場での人材育成、スーパービジョンのあり方や、ミクロレベルの支援にとどまらず、メゾ・マクロレベルでの実践を展開するにあたって SSWer はどうあるべきか、研究者からのコメントをもとに意見交換を行う。そのうえで、SSWer がソーシャルワークのグローバル定義でも謳われる「社会変革」の実践者になる／するために、何をどのように学び高める必要があるのかを考える機会としたい。

シンポジスト　： 清水 克修

横浜市教育委員会 統括スクールソーシャルワーカー

社会福祉士、認定スーパーバイザー、特別支援教育士、Ph.D. (Social Science)

東京都生まれ。慶應義塾大学経済学部卒業後、電機メーカーに就職。約 6 年間の勤務の後、紆余曲折を経て不登校経験者が多く通うサポート校での勤務、ひきこもりの若者への支援などに携わる。その後、都内区部の教育委員会にて5年間スクールソーシャルワーカーとして勤めた後、2018 年に横浜市に入職し、現在に至る。日々、子どもたちの幸せと救いを願いながら、スクールソーシャルワーカーの活動を支える職場環境の維持と改善、さらには自らも複雑なケースへの支援にあたっている。また、職場内においてスクールソーシャルワーカーへのスーパーバイザーを担う傍ら、職場外ではスーパーバイザーとして継続的にスーパービジョンを受けており、それらを通じて対人援助専門職としての成長について学びを深めている。

シンポジスト　： 弓田 香織

長野県スクールソーシャルワーカースーパーバイザー

社会福祉士、福祉マネジメント修士

東京都足立区生まれ。上智大学文学部社会福祉学科卒業後、長野県内の医療機関や施設にて相談業務等に従事。長野県社会福祉士会会員として各種講座の企画運営や未成年後見人受任を経験し、2023 年より県社会福祉士会 SSWer 現任者チーム代表。

長野県教育委員会が初めて SSWer を任用した 2008 年より県教委 SSWer として活動し、2011 年からは長野県岡谷市教育委員会 SSWer を兼務。2023 年に日本社会事業大学大学院福祉マネジメント研究科(専門職大学院)に入学。SSWer の人材確保の取組みについて実践課題研究を行い、2024 年 3 月修了。

コメンテーター　： 渡辺 裕一

武蔵野大学人間科学部社会福祉学科・人間社会研究科実践福祉学専攻教授。駒澤大学大学院人文科学研究科社会学専攻博士後期課程修了。博士(社会学)。

東北女子短期大学生活科講師、健康科学大学健康科学部福祉心理学科准教授、武蔵野大学人間科学部社会福祉学科准教授を経て、2017 年 4 月より現職。専門は高齢者福祉とソーシャルワーク、ソーシャルワーク教育、地域住民のエンパワメント。

コーディネーター： 新藤 こずえ

上智大学総合人間科学部社会福祉学科教授。北海道大学大学院教育学研究科博士後期課程修了。博士(教育学)。高知女子大学(高知県立大学に改称)社会福祉学部助手・助教・講師、立正大学社会福祉学部講師、准教授を経て、2019 年上智大学総合人間科学部准教授、2024 年 4 月より現職。専門は児童福祉、教育福祉、障害児者福祉。スクールソーシャルワーカーとしての勤務経験があり、現在はスーパーバイザーとして活動している。

人材育成のための取り組みと課題について

清水 克修 (横浜市教育委員会 統括 SSW)

横浜市には公立の小学校・中学校・義務教育学校が約 500 校あり、市内の東西南北に一つずつ設置された学校教育事務所が各校を所管している。本年度、市の教育委員会に勤務するスクールソーシャルワーカー (SSW) は 61 名おり、そのほとんどがいずれかの学校教育事務所に配置され、そこを拠点に各校を訪問しながら支援活動にあたっている (その他の SSW は 9 つの市立高等学校と 13 の特別支援学校、1 つの夜間中学校を担当している)。一人の SSW が担当する学校数はおよそ 3 中学校ブロック、計 10 校程度というのが標準的である。報告者は学校教育事務所の一つ、東部学校教育事務所に統括 SSW として籍を置き、同事務所における SSW の活動に係る業務を統括している。とりわけ SSW に対する人材育成は重要な任務として位置づけられている。

シンポジウムでは本市において SSW がどのような育成環境に置かれているのかについて、報告者の取り組みを元に報告する。また、そのような取り組みを通じて明らかになってきた諸課題についてもふれてみたい。実際、SSW 個々の経歴は様々である。SSW の任用資格として、「社会福祉士もしくは精神保健福祉士」としている中で、他自治体での SSW 経験者、子ども家庭・高齢・障がい・医療などの分野でソーシャルワーカーとして勤務経験がある者、心理職や若者への就労支援などの対人援助職に就いてきた者、教員として学校現場に携わってきた者、子ども家庭福祉とは直接的な関わりのない企業・団体などの就労経験がある者など、その経験やそれにより培われる経験は各人各様の状況となっている。

いったい私たちはどのようにして SSW していくのだろうか。その際、何が整っている必要があるのか。本報告ではとくにスーパービジョンと OJT、グループと個人を手がかりとして、報告者が日頃どのように人材育成に取り組んでいるのかについて紹介する。ソーシャルワークのスーパービジョンについてはすでに多くのことが体系的に論じられてきているが、スクールソーシャルワーク領域においてもスーパーバイジーとなるワーカーがスーパーバイザーとの「相互に学び合う関係性」の中で「内省・好奇心・想像を働かせて、すでにある捉え方を見直し、新しい意味づけを行う」(野村 2015: 4) などを通じ、対人援助専門職としての成長を促される貴重な契機となるべきものである。他方で、OJT は対人援助職に限らず様々な職場において広く採用されている教育活動であり、必要な知識や技術などの未習得者が実際の業務を行うことを通じて、それらについて教示される方法と言える。

本市においては各学校教育事務所に「トレーナーSSW」が 1 名ずつ配置され、SSW としての活動に加えて統括 SSW と協力・分担しながら、主に経験の浅い SSW を対象に OJT を通じた人材育成にあたっている。また、統括 SSW にあっては OJT のみならず、統括する全 SSW を対象にスーパービジョンを継続的に実施している。このような取り組みはときにグループでの活動を取り入れながら行われることになるが、その際には各グループがどのようなメンバーで何を目的に集まるのかについて明確に意識できるよう計画される。いずれの場面においても、統括 SSW として SSW に対して心理的安全性を保障し続けること、対人援助職として目指すべき方向性を明示していくことを強く意識するようしている。そして、それにより個々の SSW が学びを深め、元来備わっている力・資質を発揮していくことを願っている。

最後に、報告者は一連の取り組みに一定の手応えを感じてきているものの、幾つかの課題に直面しているのも確かである。とりわけ重要なものと考えているのが、持続可能な人材育成システムの構築である。本市において2008年度にSSW活用事業が始まって以後、段階的にSSWの人数は増えてきたが、SSW一人あたりの平均在職年数が伸びることはなく、毎年、離職者が多数出ている。それに伴い、新規SSWの採用と育成、そのサポートに要する時間などが多くなっており、また、組織として経験・専門性の蓄積が限定的なものとなっている。そのような事態の改善に向け、現在、所管課とともに検討を重ねている。具体的には、SSWに関するキャリアラダーの構築と整備、重層的な配置形態の推進、正規職化の促進などが俎上に上るが、それとともに先述した人材育成に係る取り組みを着実に進めていく必要性についても改めて強く感じている。

引用文献

野村豊子(2015)「ソーシャルワークにおけるスーパービジョンの文化の醸成」『ソーシャルワーク・スーパービジョン論』中央法規出版, 3-41.

令和6年8月24日
学校ソーシャルワーク学会 全国大会
第18回 埼玉大会

1

人材育成のための取り組みと課題について

横浜市教育委員会 東部学校教育事務所
統括SSW 清水 克修



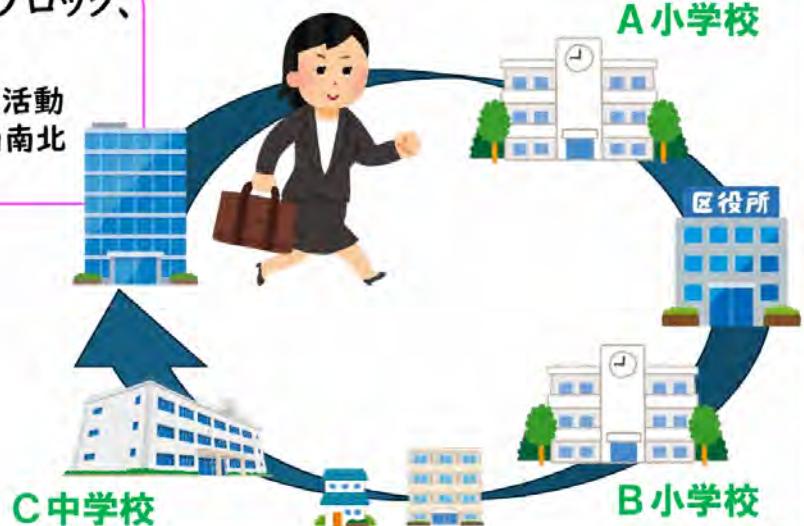
1

横浜市のSSWの活動イメージ

2

1人のSSWが3中学校ブロック、
10校程度を担当

- ・学校教育事務所を拠点に活動
- ・同事務所は本市内の東西南北
4カ所に設置



2

横浜市のSSW体制 ~令和6年度~



横浜市のSSW体制

SSWは各学校教育事務所または人権教育・児童生徒課に配置され、「課題解決支援チーム」の一員として、担当する学校を訪問しています。

学校教育事務所

(小・中・義務教育学校を担当)

統括SSW (正規)

(学校教育事務所と人権教育・児童生徒課を兼務)

- SSW育成、学校教育事務所でのSSW活用事業を統括

トレーナーSSW

- SSWとしての活動に加え、統括SSWによる人材育成を補佐、OJTを実施

SSW (1人あたり10校程度の学校を担当)

- 「課題解決支援チーム」の一員として学校を訪問

人権教育・児童生徒課

(SSW活用事業を所管するとともに、高校・特別支援学校・夜間学級を担当するSSWを配置)

担当係長 (正規)

- SSW活用事業全体の管理及び推進

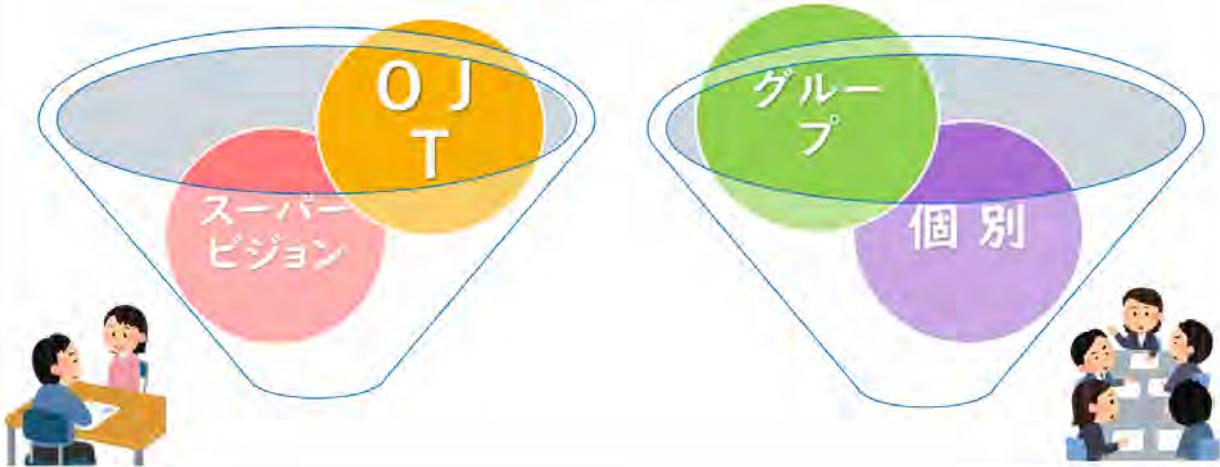
社会福祉職 (正規)

- SSW活用事業を担当

SSW・YSSW

- 「課題解決支援チーム」の一員として学校を訪問

人材育成のための仕組み 鍵になるのは、...



計画的に実施しているもの

本市連絡会

- ・年3回開催、本市全SSWが参加
 - 集合研修
 - SSW間での交流
 - 業務に関する連絡

①東部全体会

- ・月1回開催、東部の全SSWが参加
 - 「学びの事例検討会」、好実践報告
 - 研修、施設見学
 - 業務に関する連絡

②グループ会

- ・各自が所定のグループに所属し、月1回ずつ参加
 - テーマに沿った話し合いを通じ、実践の振り返り
 - 本年度は**特定のテキスト**を使用

④OJT

- ・トレーナーSSWと統括SSW等により随時実施
 - 学校・関係機関等への同行、面談同席
 - 協働アセスメント、介入の手立てを見せる

本市新任研

- ・月1回開催、新任のSSW全員が参加
 - 統括SSWが研修を分担
 - 新任SSW間での交流

*特定のテキスト

『学校—家庭—地域をつなぐ 子ども家庭支援アセスメントガイドブック』（日本社会福祉士会編、2023、中央法規）を使用。とくに各活動事例における援助過程・役割などを焦点化。

③チーム会

- ・各自が担当地区のチームに所属し、月1回ずつ参加
 - 案件情報の共有、「ちょっと相談」
 - 各校での活動状況、関係機関との連携状況の共有・協議

⑤個別のSV

- ・統括SSWが各自との個別面談を実施
 - 「目標管理票」「学校アンケート」等の活用
 - 実践の振り返りを通じ、成長課題への気づきを促す

7 チーム会とグループ会

| 区 | SSW | チーム | グループ |
|-----|-----|-----|------|
| ○ 区 | Aさん | ○ | ① |
| | Bさん | ○ | ② |
| | Cさん | ○ | ③ |
| ▲ 区 | Dさん | ☆ | ② |
| | Eさん | ☆ | ① |
| □ 区 | Fさん | ☆ | ③ |
| | Gさん | ☆ | ① |
| ◆ 区 | Hさん | ◇ | ③ |
| | Iさん | ◇ | ② |
| ◎ 区 | Jさん | ◇ | ② |
| | Kさん | ◇ | ① |

| | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 |
|----|--------|---|-------|---|---|
| AM | | | | | |
| PM | グループ会① | | チーム会○ | | |
| AM | | | | | |
| PM | グループ会② | | チーム会☆ | | |
| AM | | | | | |
| PM | グループ会③ | | チーム会◇ | | |
| AM | | | | | |
| PM | 全体会 | | | | |

8 人材育成 とくに意識していること ①



◆ 心理的安全性を保障する

- ・ワーカーへの労い・共感
- ・ワーカー同士が支え合い、学び合う時間・場の提供
- ・SVにおける基盤としての支持
➡ スーパーバイザーと共に歩みながら、援助実践の振り返り・内省を促す。宝探しを焦点化する。

人材育成 とくに意識していること ②

9

◆ 目指す方向性を示す



子どもを中心におく

- ・キャッチされづらい子どもの声・思いを理解し、その権利を守ることへの意識を高く保ち続ける。
- ・いつでも子ども中心に立ち返る。

相談援助過程を込み込ませる

- ・相談援助過程に沿った思考を身に付ける。
- ・とくに広範な《情報収集》と深い《アセスメント》に基づく支援課題の抽出、その先の《介入》へ関与していく。

学校・地域に働きかける

- ・とりわけ学校と共に動く／学校へ働きかける力・関係性を育む。
- ・関係諸機関とのネットワーク作り・協働。

9

直面する課題

10

持続可能な人材育成システムの構築

- 一人あたりの在職期間が短く、毎年、離職者が多数出ている。
 - 採用・育成・サポートに多くの時間をする。
 - 組織として、SSWの経験が蓄積されづらい。

10

改善に向けた検討課題

キャリアラダーの構築・整備

- ・ キャリアの見通しを明確にすることにより、モチベーションの維持・向上につなげる。
- ・ 熱意・献身などだけでは継続せず、選ばれる職場・職種であることをめざす。

重層的な配置形態の推進

- ・ 学校への巡回訪問と要請訪問のハイブリッド型支援を進める。
- ・ 課題・分野ごとの専門性を蓄積していく。

正規職化の促進

- ・ 正規職の増員、子ども家庭福祉分野との連携強化。



SSWer に なる人、続ける人、そして創る人

～人材定着に関する考察を交えて～

弓田 香織（長野県 SSW/SV）

2008 年 8 月に長野県教育委員会が 4 名の社会福祉士を県 SSWer として任用してから、丸 16 年の年月が経った。この間を 2 期に分けると、実は後半の 8 年間に県 SSWer の人員および活動時間の拡充が集中している。本県では現在 41 名の県 SSWer が 5ヶ所の教育事務所を拠点に派遣型 SSWer として任用され、県内全ての公立小・中・高・特別支援学校で SSWer を活用できる体制となっている。ただ、このような急拡充の陰で、離職の多さと志願者の不足によって福祉専門職の確保が困難になり、それまで社会福祉士または精神保健福祉士に限定されていた任用要件は緩和され、我々は自ずと SSWer の質の担保や配置体制に関わる問題に向き合わざるを得なくなってしまった。

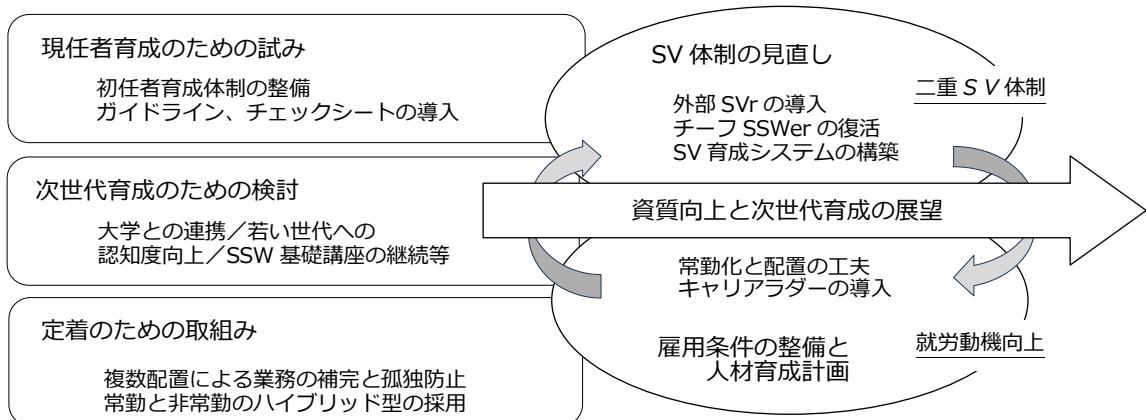
本シンポジウムでは、本県における SSWer 活用事業の歩みと活動の実際を紹介した上で、昨年度、報告者が実践課題研究の中で行った 2 つの調査により得られた考察を通して、学校にソーシャルワーカーが定着し子どもに関わり続けるために求められる SSWer の資質と役割を育む体制づくりについて言及したい。

さて、本県は全国 2 位の市町村数（77 市町村）と教育委員会数（83 市町村教育委員会）を有するも、可住地面積は極めて狭いといった、山間部特有の地勢や行政体制に関わる事情を有している。そのため SSWer の活動の範囲や移動の面においても、このような地域性を考慮しながら本県の SSWer 活用事業は進められてきた。2008 年 8 月に、県社会福祉士会からの推薦により県教育委員会に 4 名の社会福祉士が任用されてから、学校を基盤に子どもとの個別面接や家庭訪問を重ねながら、支援会議や保護者の福祉的な相談への同行等の個別支援を担い、併せて教職員研修や地域における支援体制の構築といった間接的な支援を行ってきた。昨今では、教育機会確保法の公布や社会福祉法の改正により、一人ひとりに合う学び方や多機関連携による家庭全体への支援につながりやすくなった子どもたちもいる一方で、自傷行為の背景に見えづらい家族問題が隠れていったり、子どもの生存権が脅かされてたりする家庭環境があつたりと、SSWer は依然、学校におけるアウトリーチ機能を期待されている。

そのような状況下で、SSWer の急拡充は、子どもたちになにをもたらしたのだろうか。人数は増えても、子どもたちの学ぶ権利や生きる権利を守るソーシャルワーク支援が展開できていないのであれば、その拡充の過程にはなんらかの課題があるのではないか。

専門職 SSWer の人材確保に効果的な取組みを探るために取り組んだ実践課題研究では、福祉専門職がその職務にやりがいや成長を感じながら学校現場に定着していくために必要な取組みに着目して 2 つの調査を行い、その問題点を明らかにした。労働条件・職務の独自性・組織の複雑さ等は、福祉専門職個人の期待と適合しない場合に離職につながる要素である一方、それらは就労を継続する要因にもなり得るといった両価性を持つことを見出したことで、人材定着の阻害要因を就労意欲の促進要因へと転換して、教育現場に専門性と適性を持ったソーシャルワーカーを定着させていくための試案を整理することができた。

SSWer 人材確保のための試案（報告者作成）



出典：弓田香織（2023）「Z県におけるスクールソーシャルワーカーの人材確保の取組み～人材育成・人材定着のための課題整理と展望～」、『実践・学修報告集 2023 福祉マネジメント実践研究』、265-270.

SSWer になる・SSWer を続けるには、他ならぬ SSWer 個人の動機が重要だ。しかし特に派遣型 SSWer は同時に複数のチームに所属しながら、即戦力としての役割を期待されるため、研修体制やスーパービジョン体制のあり方は、教育委員会と SSWer 双方にとて大切である。シンポジウムでは、子どもの個別支援のために必要不可欠な、これら体制づくりへの参画や自職場のチームづくりの意識の涵養について、これまでの取り組みや実践課題研究の結果を交えて触れながら、SSWer がこれからも福祉専門職として子どもの傍らに居続けるための体制づくりについて報告を行う。

8月25日（日）2日目 9:30～

口頭発表

【グループ1】 14301教室

【グループ2】 14304教室

【グループ3】 14401教室

| 時間 | 発表 |
|-------------|--------------------|
| 9:30～10:05 | 発表1 |
| 10:05～10:40 | 発表2 |
| 10:40～11:15 | 発表3（2演題までの会場は総括討論） |
| 11:15～11:50 | 総括討論 |

8月25日（日）2日目 9:30～

口頭発表

【グループ1】 14301教室

総括討論助言者 : 米村 美奈（淑徳大学）
司 会 : 高石 啓人（日本大学）

- 9:30～10:15 池田 敏（久留米大学）
研究発表「慢性疾患有する児童生徒に対するスクールソーシャルワーカーによる支援の必要性の検討」
- 10:15～10:40 河合 純（群馬医療福祉大学）
研究発表「全国ヤングケアラー実態調査結果から見るスクールソーシャルワーカーの可能性」
- 10:40～11:15 ◎谷口 恵子（聖学院大学）
牧野 晶哲（白梅学園大学）
間所 博子（国立精神・神経医療研究センター病院）
穂苅 幸（足立区こども支援センターげんき）
研究発表「精神保健福祉専門職と子ども福祉専門職の精神疾患有する者の家族支援における連携
アンケート調査自由記述の分析」
- 11:15～11:50 総括討論

慢性疾患を有する児童生徒に対するスクールソーシャルワーカーによる支援の必要性の検討

池田 敏

(久留米大学)

Key Word スクールソーシャルワーカー 慢性疾患 児童生徒

1. 研究の背景と目的

わが国では、小児医療の進展により、これまで難治とされてきた疾患であっても、生命予後が改善してきている（丹羽 2017；松浦 2022：24–26）。それに伴い、入院治療後も継続的な治療や生活上の管理が必要な子ども、すなわち、慢性疾患を有する子どもが増加している。慢性疾患を有する子どもは、QOLの観点や在宅医療の推進等を背景に地域で生活を送ることが多くなっている。そのため、慢性疾患を有する児童生徒は、短期間の入退院を繰り返したり、定期的な通院治療を受けたりしながら、居住する学区の学校（以下、居住地校と記す）に在籍することになる。したがって、今後、居住地校に在籍する慢性疾患を有する児童生徒が一層増えていくことが想定される。

他方、わが国では、2008（平成20）年度に文部科学省がSSW活用事業を開始したことで、全国的にSSWが活用されるようになった。2015（平成27）年には、中央教育審議会による「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について（答申）」において、SSWの配置拡充が掲げられた。2016（平成28）年には「ニッポン一億人総活躍プラン」が閣議決定され、2019（平成31）年度までにSSWをすべての中学校区に配置することが目標とされた。実際に、2008（平成20）年度以降、SSWの実人数は段階的に増加している（文部科学省2023）。このことから、SSWが学校教育現場において活動する機会が、これから、ますます増えていくと考えられる。

以上から、今後、学校教育現場において、SSWが慢性疾患を有する児童生徒に関わる機会が増えていくことが推察される。しかし、慢性疾患を有する児童生徒に対するSSWによる支援に関する研究は、小原・小林（2010）による事例研究のみであり、慢性疾患を

有する児童生徒に対するSSWによる支援の必要性についての理論的な根拠は明示されていない。そこで、本研究では、文献研究を通じて、慢性疾患を有する児童生徒に対するSSWによる支援の必要性について理論的な根拠を明示することを目的とする。

2. 研究の方法

本研究では、まず、SSWの発祥地であるアメリカにおけるSSWによる支援内容の変遷を辿る。その際、特に、病気や疾患を有する子どもに対する支援内容に着目していく。次に、わが国的小児慢性特定疾病対策制度の発展過程を通観する。最後に、わが国の中学校区に配置されるSSWによる支援の実態と現状を概観する。

3. 倫理的配慮

本研究は「久留米大学における研究活動に係る不正行為の防止に関する規定」を遵守し、規定に示される項目に抵触していないことを確認している。

4. 結 果

1) アメリカのSSWによる支援内容の変遷

SSWの起源である訪問教師（visiting teacher）は、主に、不登校や家庭環境を主訴とする相談に応じていた（倉石 2014：73–274；Shaffer and Fisher 2016：7–25）が、1913～14年にかけてニューヨークの訪問教師が受けた相談のうち、13%は子どもの不健康（ill-health）を主訴としていた（Johnson 1916：25–26）。

訪問教師は、専門性を確立していく過程で個別カウンセリングを主要な業務とするようになり、この傾向

は、その名称をSSWと変更した後も継続している（半羽2009；門田2010：1-27）。

アメリカのSSWのもうひとつの主要な業務に、特殊教育（special education）における個別教育計画への参画がある。個別教育計画の対象となる障害のひとつに「その他の健康障害（other health impairment）」がある。具体的には、喘息、糖尿病、心臓病等の慢性または急性の健康問題であるとされている。つまり、慢性または急性の疾患が子どもの教育活動に影響を及ぼしている場合、SSWは、個別教育計画への参画を通じて支援を行っていくことになるのである。

以上から、SSWは、その活動の起源から現在まで、病気の子どもの支援を行ってきたと言える。

2) 小児慢性特定疾病対策制度の発展過程

小児慢性特定疾病対策制度の起源は、1974（昭和49）年に、疾患別に行われていた医療給付事業を統合する形で創設された小児慢性特定治療研究事業である（大澤2016；井田2018；山縣2022）。その後も、対象疾病を増やしながら、2005（平成17）年には児童福祉法に基づく事業となった。医療技術の進歩や生命予後の改善に伴う療養の長期化等を踏まえ、2015（平成27）年からは、医療費助成の対象となる疾患の拡大や小児慢性特定疾病児童等自立支援事業（以下、自立支援事業と記す）の充実、成人期移行支援事業等が開始された。自立支援事業には、必須事業としての相談支援事業と医療機関によるレスパイトや学習支援等の任意事業がある。掛江ら（2022）の調査の結果、相談支援事業については、ほぼすべての実施主体において何らかの取り組みがなされているとの結果が示されている。一方、任意事業については約6割の実施主体が取り組んでいないと回答していた。

のことから、慢性疾患を有する児童生徒に対する学習支援は十分に行われていないと言える

3) 戦後の病弱教育制度の変遷と現状

慢性疾患を有する児童生徒に対する教育は、一般に病弱教育と呼ばれている（丹羽2014：2-14；平賀2016）。第二次世界大戦後、1947（昭和22）年に学校教育法が制定され、すべての国民に教育を受ける権利

が謳われた。しかし、「病弱児においては、安静と栄養が治療の重要なポイントと強調され、就学猶予又は就学免除を受けて、自宅や病院などで過ごす子どもが少なくなかった」（安藤・任2015：179）。

1979（昭和54）年に養護学校義務制が施行され、1984（昭和59）年には、すべての都道府県に病弱養護学校が設置された（谷口2009；伊藤2020）。これにより、就学猶予又は就学免除を受けていた病弱児にも教育の機会が保障された。しかし、医療技術の進歩や病弱教育対象の要件（当時）を満たす子どもが減少してきたことなどから、病弱養護学校の在籍者数は減少し続けた。こうした状況を受け、文部省（当時）は、1994（平成6）年に「病気療養児の教育について」を出し、病弱養護学校（当時）への転校手続きの簡略化や医療機関内の教育機関等の設置促進、就学基準の拡張等により、病弱児の教育環境の整備を進めてきた。しかし、2007（平成19）年度に特別支援教育が開始されてからも、病弱特別支援学校の在籍者数は年々減少しており、病弱児を対象とした特別支援学級の設置数も少しづつしか増えていない（文部科学省2023）。一方で、病気を理由とした長期欠席者は、2007（平成19）年度以降、小中高等学校をあわせて5~6万人を推移し、2021（令和3）年度には約8万人、2022（令和4）年度には10万人を超えている（文部科学省2023）。このことから、病弱教育制度は十分に機能しておらず、慢性疾患を有する児童生徒の教育を受ける権利が侵害された状況があると言える。

5. 考 察

本研究の結果から、SSWは、その活動の起源から病気の子どもの支援に携わってきており、わが国においては、病弱教育制度は十分に機能しておらず、慢性疾患を有する児童生徒の教育を受ける権利が侵害された状況がある。また、慢性疾患を有する児童生徒に対する支援を提供する事業においては、学習支援をはじめとする教育の機会を保障するための支援は十分に取り組まれていない。以上から、慢性疾患を有する児童生徒の教育保障に向けた支援がSSWには求められていると言える。

（Satoshi Ikeda）

全国ヤングケアラー実態調査結果から見るスクールソーシャルワーカーの可能性

河合 純

群馬医療福祉大学

Key Word ヤングケアラー,社会的孤立,居場所

1 はじめに

世界中の人々の生活を一変させた新型コロナウイルスの猛威は、これまでの当たり前が当たり前にできないうことを誰もが痛感する有事となった。日常生活を営むための行動に加え、業種によっては経営を維持するため早急な新しい生活様式への転換が強いられた。1年前に5類に移行したことによって行動制限などは緩和されたが、新型コロナウイルスによる様々な影響や物価高騰の流れに歯止めはかからず、生活格差は一層強まっているのが現状である。

そのような有事が一定程度終息した中で、その余波は生活弱者へ波及していく。目に見えて誰かの助けを必要としている家庭もあれば、目に見えない問題を抱え誰も手を差し伸べることができない家庭もある。後者のような家庭であっても、人とのつながりを求めて食事を入り口として「こども食堂」の存在がある。課題を抱えた家庭が集まる場所について湯浅（2021）は「みんなの中には課題を抱えた誰かがいる。学校だって保育園だって同じだ。その誰かにとても敏感な場所」と述べているように、全国で実施しているこども食堂では目に見えない課題に気づこうとする地域のつながりを作ろうとする大人たちがいる。しかし、ヤングケアラーと呼ばれる子どもや若者は自らのことは語ろうとしない。その背景についてヤングケアラー実態調査を行っている濱島（2021）は「家族のこと、家族のケアのことを家族以外に話してはいけないという空気感がある」と指摘しているように、様々な家族の要因で家事や介護等を日常的に行っていることについては家族以外には語られることは多くはないことが現状と言える。

2024年6月4日、家族の介護や世話を追われる

「ヤングケアラー」の支援を具体化した子ども・若者育成支援推進法改正案が、参議院内閣委員会で可決した。改正案では「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められた子ども・若者」と定義された。これまで法律上の定義がなく18歳未満の子どもと位置付けることに主眼が置かれていた。だが、今回の改正案で政府はおおむね30代までの子ども・若者育成支援推進法で法制化することで、これまで支援の対象から除外されていた高校を卒業した若者も支援を拡大するとした。このように学齢期を中心とした子どもへの支援が若者に拡大し、これまで家族のケアなどについて声を発することを憚られていた声を聴こうとする動きが具体化してきている。

2 研究目的

校内において孤立や精神疾患のリスクなどを予見することのできる存在である養護教諭が、ヤングケアラーなど成人し生活が不安視される事例について、予防的に働きかける必要性を感じながらも未支援のまま卒業してしまい、その経過を追えない状態であると推察できる。そのような、今後、社会的孤立に陥るおそれのある、さらに、社会との接点を断絶し、ひきこもってしまうおそれのある子どもの特長を把握する目的で全国の養護教諭を対象とした社会的孤立に関する実態調査を行うとした。

3 仮説

社会的孤立に陥るおそれのある「ヤングケアラー」等に対して、早期に介入することによって、成人後の孤立や発症を防げるという仮説を立て、調査を実施していく。

4 調査対象

調査対象は公立小中学校で勤務する養護教諭とした。全国の小中学校、約30,000校の約3割にあたる10,000校を層化無作為により抽出した。

抽出した全国の市町村を都道府県単位で11地区に分類し各地区において、大都市、人口などよって5つの都市規模別に分類し調査を実施した。回収は、回答者からグーグルフォームにて回答する形をとった。

5 調査期間、方法

調査期間は2022年9月25日～2022年10月31日で実施した。分析には統計解析ソフトIBM SPSS Statistics 27を用いた。統計学的有意水準は5%とした。『社会的孤立やヤングケアラーについて』(1)～(20)の質問に対して、5件法[5:かなりそう思う 4:少しそう思う 3:どちらともいえない 2:あまりそう思わない 1:全くそう思わない]によりそれぞれ回答を求めた。各項目に1点～5点を与え加算して項目平均点を算出した。

6 倫理的配慮

本調査を行うにあたり、東京福祉大学倫理委員会の審査を受け本調査においては調査への協力は本人の自由意思によるものであり、協力しないことにより不利益を受けることは一切ないことを紙面で伝えた。以下1)アンケートは無記名で行い、回答は主として統計的に処理をする。2)文章で回答する部分についても、個人が特定されないように配慮をする。アンケートの回答をもって同意が得られたとした。

7 研究の結果

回収状況は8732票発送、882票回収(10.1%)、有効回答数は853票であった。

養護教諭に対する調査の基礎属性は以下のような結果となった。性別は男性0.4%、女性98.4となり女性が圧倒的に多かった。勤務年数は、1年～2年14.1%、3年～4年12.4%、5年～6年8.3%、7年から10年14.3%、11年から15年14.8%、16年から19年9.0%、20年以上27.1%となり、20年以上の経験を持つ養護教諭からの回答が最も多かった。

次に『社会的孤立やヤングケアラーについて』(1)～(20)の質問に対しての回答の結果を見ていく。「11体調面の不調を訴えて来室する中には話を聞いて欲しいと思う子どももいる」は平均値が4.71と最も

高かった。一方、「18ヤングケアラーと自覚する子どもがいた場合、誰かしら学校の職員に相談すると思う」は平均値が2.7と最も低かった。

8 考察

先行研究からも、家族のケアのことなどは誰にも話をしないという結果がでていたように、同様に養護教諭に向けた調査においても、担任や養護教諭等の職員にも「助けて」などの声は寄せられ難いという結果となった。この「18ヤングケアラーと自覚する子どもがいた場合、誰かしら学校の職員に相談すると思う」という質問項目については、現場の教員の多忙さから「どうせ聞いてもらえない」と子ども側が話を聞いてもらうことを諦めてしまうことも考えられた。また、教員も含めた大人を信用していないことも項目を選定する上で予想しながら選定を行った。しかし、本調査の結果からは「そもそも、家族のことを誰にも話さない」ということが明らかとなった。先に述べたことでも食堂の大人们ちは課題に耳を傾け、気づこうとしていると指摘があった。非常に多忙な業務を強いられている教師にそのアンテナを高く張り巡らせることが難しい状況であるならば、子ども個人の課題ではなく、その環境に着目したスクールソーシャルワーカーがその誰かになり得るのではないだろうか。

また、本研究を遂行する関連調査として定時制高校の居場所カフェを著者は実施している。今後も実際に子どもたちの声を聴きながら、課題を抱えた子どもや若者が「助けて」と言える社会の実現に向けて実践と研究を進めていきたいと考えている。

参考文献

- 濱島 淑恵 (2021)『子ども介護者 ヤングケアラーの現実と社会の壁』角川新書. 159 - 160
湯浅 誠 (2021)『つながり続けるこども食堂』中央公論新社. 5 - 6

(Name) Jun Kawai

精神保健福祉専門職と子ども福祉専門職の精神疾患を有する者の家族支援における連携

アンケート調査自由記述の分析

○谷口 恵子（聖学院大学）牧野晶哲（白梅学園大学）間所博子（国立精神・神経医療研究センター病院）穂苅幸（足立区こども支援センターげんき）
メンタルヘルス、家族支援、連携

1 目的

精神疾患を有する者がその家族とともに幸せに生活をするためには、家族全体への支援を多職種が連携していくことが必要である。本研究は、精神科医療分野で働く精神保健福祉関係の専門職者（精神保健支援者）と、子ども福祉に携わる専門職者（子ども支援者）に、精神疾患を有する者を親とする家族支援に関しての体験等伺い、家族支援での他機関連携における課題と工夫を明らかにし、連携するために有効な手段を見出すことを目的とし、4年間に渡る研究に取り組んでいる。今回の発表は、次に述べるアンケート調査の中の自由記述のみを分析したものである。

先駆けて分析した量的調査（谷口・牧野他 2023）で明らかになったことは、①連携について考えるべきキーワードは、「目標の共有」にあった。子ども支援者のはうが「目標の共有」はできないと感じているとともに、「目標の共有」が支援の結果についての総合評価により影響を与えていた。②連携時の「情報交換」のタイミングと正確さについて精神保健支援者と子ども支援者で違いがあった。精神保健支援者は「タイムリーな情報交換」がより総合評価に影響を与えており、「正確な情報交換」が総合評価を低くしていた。総合評価とは、質問紙調査で、2つのケースを思い出しそのケースについて答えるように指示を出しておらず、各ケースの結果を「全くよくない」から「大変良い結果」の5段階で評価してもらったものである。つまり、支援を実施した支援者の主観による支援の評価である。

本発表においては、量的分析から分かったことに基づき同調査の自由記述の分析を通して、特に①子ども支援者にとって、良いと感じる「目標の共有」はどうあるのかを明らかにしながら、精神保健支援者とのより良い目標共有の在り方を模索する。②連携において必要と考える「情報交換の在り方」について両専門職者間での考えの違いを考察する。さらに、質問

項目として設けていたキーパーソン、役割分担について、両専門職者間での考えの違いを明らかにする。そのうえで、連携をより効果的なものとするために必要な要素についての示唆を得ることを目的とする。

2 方法

関東1都4県の精神科病院協会及び精神科診療所病院協会のホームページ一覧より選択した医療機関418件、及び各市町村の家庭児童相談室、教育相談所、保健センターをランダムに抽出した496件に、郵送にて質問紙調査を実施した。各機関において、精神疾患を有する当事者の支援あるいは子ども支援に携わる方に回答を依頼した。チームワークのどこに働きかけるとより効果的かを見出すために、Relational Coordination尺度を用いた5件法の質問紙調査を行った。この質問項目に加え、他機関との連携について①他機関と連携する際に情報共有において工夫できしたことや、情報共有して役立った情報、②他機関連携において、キーパーソンに必要だと思う要素、③家族全体を他機関で連携して支援するうえで、役割分担において工夫できしたことや、できそうなこと、④精神疾患を有する者に子どもがいる場合、他機関と連携する支援についての考え、の4点について自由記述での回答を求めた。今回の発表は、自由記述による分析に焦点を当てたものである。自由記述による回答は、佐藤（2008）を参考にMAXQDAソフトを使い、回答をセグメント化して分析した。

3 倫理的配慮

調査実施にあたっては、東京福祉大学倫理不正防止専門部会に倫理的問題がないとの承認を得ている（2022-10号）。協力者には無記名式の質問紙調査返送をもって研究への同意を得たものとみなす旨文書にて説明をした。本研究における利益相反はない。

4 結果

質問紙調査全体において、子ども支援者からの回答は93件（回収率 18.75%）、精神保健支援者から

は77件（回収率18.42%）であった。先述の質問項目①～④において未回答のものは、子ども支援者は、それぞれ2～9件、精神保健支援者は7～11件であった。

①多機関と連携する際に情報共有において工夫できしたことや、役立った情報について、「多機関からの情報共有の有効性」「顔の見える関係」での情報共有、「支援会議の開催」「文書での情報共有」「クライエントからの同意」については両分野ともに多く触れられていた。異なった点としては、子ども支援者からは「他機関を尊重し信頼関係を築く」がコードとしてあげり、他機関との関係性が情報共有において有効であることが述べられていたが、他機関との関係性に関する記述は精神保健支援者からはなかった。

②多機関連携において、キーパーソンに必要だと思う要素については、両分野支援者ともに「クライエントとの意思の尊重と信頼関係」がコードとして挙がった。違いとしては、子ども支援者からは「各機関の理解」と言った他機関に焦点を向けられたものがあったが、精神保健支援者においては「連絡のとりやすさ」と言った具体的な行動レベルでの要素が挙がっていた。

③役割分担における工夫については、精神保健支援者も「家族全体をとらえる」というように家族に視点が向いているコードがあった。精神分野では、他機関との関係性に関するコードが挙がり、子ども支援者は「支援会議での役割分担」と言うように連携の方法についてのコードが挙がった。

④他機関連携に関する自由記述については、子ども支援者からは「医療関係者との連携」の重要性や、「連携・情報共有は不可欠」と言ったコードが挙げられた。精神保健支援者からは、家族全体に目を向ける大切さに触れられていながら、「家族介入の難しさ」と言ったように家族を含めた支援に関して消極的な意見もあった。また、子ども支援者からは、「情報収集の限界」がコードしてあげられた。個人情報の保護の観点から医療関係の情報収集に限界を感じているということだった。

5 考察

本調査は、精神保健支援者と子ども支援者による連携における考え方の違いを見出し、より有効な連携の在り方を模索しようとしたものである。

本質問紙調査の量的調査の分析結果からは「タイミング」や「スピード感」と言ったことが求められる精神保健支援者に比べ（2023 谷口・牧野他）、子ども支援者においては、「多機関を尊重し信頼関係を築く」というように、より連携する相手との関係性が重視されていることが示唆された。また、「医療機関との連携の大切さ」を感じながらも「医療につなぐ難しさ」「情報収集の限界」と言った壁に向かっていることもわかった。このことから、子ども支援者の方がより関係性を重視した連携を意識していることが考えられた。

家族支援についての自由記述では精神保健支援者から「精神疾患の理解を促す」ということがコードとして挙がっていた。精神保健支援者は、丁寧に精神疾患に関する説明をしようとする意識を持っていることがわかった。だからこそ、精神保健支援者から「家族間介入の難しさ」と支援に対するネガティブともとれるコードも挙がり、負担感も感じられた。子ども支援者が、精神疾患に関する基礎的な知識を身に着けることが求められてもいると言える。

2024年の精神保健福祉士を対象としたヤングケアラーに関する報告書（精神保健福祉士協会 2024）においては、「ヤングケアラーの存在に他機関からの連絡で気づいた」者が3割以上いたことがわかつている。他機関からの働きかけが家族のサポートにつながることもあるという意識を持ちながら、両分野ともに踏み込んだ連携の姿勢を見せることが大切だと言えるだろう。これは、本調査の役割分担における分析において、支援や各機関の役割の「隙間」に関するコードが両分野支援者から挙がったという結果とも合致する。情報共有の文字化やツールの活用と言った実質的なことに加え、一步踏み込んでかかわろうとする意識が家族全体を視野にいれた多機関連携においては必要なことだと考えられた。

今後は当事者が支援についてどう思い、何を望んでいるのか当事者側の視点に関する研究を進めていく予定である。

谷口恵子・牧野晶哲・間所博子・穂苅幸 2023年「精神保健福祉専門職者と子ども福祉支援者の精神疾患を有する者の家族支援連携方法：アンケート調査からの比較」日本子ども虐待防止学会第29回学術集会

佐藤郁哉 『QDAソフトを活用する実践質的データ分析入門』2008年 新曜社

精神保健福祉士協会 公益社団法人日本精神保健福祉士協会 子ども・若者・家庭支援委員会

「精神保健福祉士のヤングケアラーについての意識調査」報告書 2024年 公益社団法人日本精神保健福祉士協会 <https://www.jamhsw.or.jp/ugoki/hokokusyo/202405yc/houkoku.pdf> (2024年6月10日アクセス)

※本調査は文部科学省研究助成（基盤研究(C)21K01979）を受けて実施しています。

（Keiko Taniguchi, Akinori Makino, Hiroko Madokoro, Miyuki Hokari）

8月25日（日）2日目 9:30～

口頭発表

【グループ2】 14304教室

総括討論助言者 : 金澤 ますみ（桃山学院大学）

司会 : 大門 俊樹（東京福祉大学）

9:30～10:15 田中 敬子（広島県教育委員会）

実践発表「スペシャルサポートルーム(SSR)ですすめる不登校対応の
実践～校内・校外ネットワークを構築して～」

10:15～10:40 岩山 絵理（愛知教育大学）

研究発表「知的障害特別支援学校におけるスクールソーシャルワーカー
の役割～保護者からの役割期待に着目した予備的検討～」

10:40～11:15 総括討論

スペシャルサポートルーム（S S R）ですすめる 不登校対応の実践

～校内・校外ネットワークを構築して～

田中 敬子

（広島県教育委員会スクールソーシャルワーカー）

Key Word S S R, エンパワメントアプローチ, エコロジカルアプローチ

1 研究の背景と目的

文部科学省の調査において、令和4年度の国立、公立、私立の小・中学校の不登校児童生徒数が約29万9千件（過去最多）、うち学校内外で相談を受けていない児童生徒数が約11万4千人（過去最多）、うち90日以上欠席している児童生徒数が約5万9千人（過去最多）等の結果が明らかになった。

文部科学省が取りまとめた「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策『COCOLOプラン』」（令和5年3月）では、「チーム学校」をもとに、校内教育支援センター（スペシャルサポートルーム等）や「学びの多様化学校」の設置を促進することもかかげられた。

広島県においても、国公私立小・中・高等学校（全日制・定時制）の不登校児童生徒数の合計は9,130人で、前年度と比較すると1,884人（26.0%）増加した。広島県の対応として、県教委学びの変革推進部個別最適な学び担当不登校支援センターが、令和3年4月設置され、県内の不登校等児童生徒への学習支援等による不登校の未然防止及び不登校等児童生徒の社会的自立に向けた支援の強化・充実が図られている。また、令和元年度から、不登校S S R推進校（11校）が配置され、令和6年度は42校まで拡張されている。校内教育支援センタースペシャルサポートルーム（S S R）では、「自分の強みを知り生かす力」「相談する力」の育成を図り、S C（スクールカウンセラー）・S S W（スクールソーシャルワーカー）も参画している。さらに、広島県教育支援センター「SCHOOL “S”」（以下スクールS）が令和4年度から開設され、県内200名以上が登録し、オンラインに参加したり来室したりしている。オンライン学びプログラム・クラブ活動は毎回県内からオンラインで参加し、学びを深めている。

小・中学校の不登校児童生徒数の過去最多が懸念される中、S S Rを活用し、S S Wとしてどのようなネットワークを構築・支援し、理論に基づいた実践（エビデンス・ベースト・プラクティス）ができるかを明らかにすることを目的とする。

2 研究の方法

大塚（2022）がまとめているように、エンパワメントアプローチでは、当事者の問題を、対処能力の低さや不適応として捉えるのではなく、当事者の所有する資源、強さに焦点を当てる「強さ志向の視点」を強調する。すべての人、環境は強さ（ストレングス）や可能性を持っていると捉える。子どもの力、リソース、潜在性に焦点を当て、強化しようとアプローチする。

西野（2020）がまとめているように、エコロジカルアプローチとは、問題は人と環境との不適応の交互作用にあると捉え、人と環境のインターフェイスに焦点を当て、介入することが特徴である。人は潜在的に備わっている力があり、環境との交互作用を通して成長・発達するという立場をとる。問題は原因一結果ではなく、原因が結果になり、結果が原因にもなる円環的作用である。

これらの理論から学び、筆者が実践してきた事例をそれに基づき振り返ることで、成果と課題を考察する。

3 倫理的配慮

発表内容については、プライバシー保護の観点から、個人・学校が特定されないよう修正した。なお、所属する教育委員会には、学会発表の許可は得た。

4 研究の結果

事例1

Aさんは、中1途中から欠席が増え不登校になる。両親共働きで昼間不在、昼夜逆転生活に陥る。

学校では、週1回不登校等生徒支援会議（スクリーニング会議にもなっている）を開催し、個別のサポート計画、FDP（Five Different Positions）（対人関係・メンタルヘルス・ストレス耐性・思考・環境）を作成している。アセスメント→プランニング→モニタリングのプロセスを取り入れ、短期目標・協議内容・誰が誰に・具体的な手立て（いつ・どこで）・役割分担に注力し、学校体制を構築した。

当初、パワーレスの状況であったため、教育相談COとSSWが家庭訪問を行い、アートセラピーを取り入れ本人の興味を引き出した。しだいに、他者と安心できる関係を構築しSSRへ参加するようになった。作品を市美展や県美展に出品し受賞することで、ストレングスになっていった。さらに、「スクールS」実施のオンライン「アートクラブ」のストリームに作品投稿し、コメントをもらえたことなどから、アートの講師役を依頼され実行できた。それらのことが自己肯定感の向上につながり、パワーを発揮していった。その後、高校受検の自己表現でアートのことを表現し、公立高校に合格し進学した。

事例2

Bさんは、小学校低学年から不登校で中1時全欠だった。生活保護家庭で、母はメンタルヘルスに課題があった。本人は、母の服薬管理や、食事作りをし、ヤングケアラーの状況だった。

学校では、週1回不登校等生徒支援会議を開催し、児童生徒理解・教育支援シート作成した。関係機関ケース会議（市教委・市社会福祉担当課・担任・SSW等）で連携し、学校内外でのネットワーク構築・連携を図った。市社会福祉担当課家庭支援員（公民館等で学習支援）や市SSWと情報共有し、市生活支援センター（生活困窮世帯の学習支援・毎週土曜日）と連動させ、支援を続けた。

まず、Bさんの適応能力を高めるために、Bさんへの働きかけを行った。SSWが週1家庭訪問し話し相手になった。次第にBさんは、心の中を話すことができるようになった。そして、年度途中から目標通り、SSRでの学習に参加し始めた。

そして、環境の応答性を増すために、環境への働きかけを行った。学習面は、家庭支援員や市生活支

援センターと連携することにより、伸びていった。必要な物品購入においても、市生活保護ワーカーとの連携で購入に至ることができた。SSRでの学習が継続し、SSR交流会・文化祭・職場体験への参加につながった。職場体験では、Bさんにあつた相手先を学校が開拓したことで、本人は「人生やり直したい」「高校に進学したい」と言うようになった。

さらに、交互作用を高めるために、Bさんと環境の接点へ働きかけた。心理的に関わり本人の気持ちを代弁し、学校体制を整えチームで取り組み、他機関とのネットワークを構築し連動しながら、エコロジカルに関わることで、Bさんは、高校進学という目標をもつことができるようになったといえる。その後、本人は公立高校に合格し進学した。

5 考察

事例にもあるように、不登校対応でSSRを利用したソーシャルワークは一定の成果を得ているといえる。ソーシャルワークの中で、問題場面だけに注目するのではなくストレングスに視点を当てアプローチすることで、エンパワーされ前進したと考える。

また、SSRを活用し学校内外でのネットワーク構築・連携を基盤とし、エコロジカルアプローチを取り入れ、人と環境の接触面に関わることで、好循環が生まれ本人の意思決定により前進したと考える。

エビデンス・ペースト・プラクティスが重視されている中、今後は、実践において研究を重ね、クライエントの状況に合わせてアプローチを判断することが大切になってくると考える。さらに、実践の評価の目標や評価方法を検討することが課題である。

【参考文献】

- 大塚美和子・西野緑・峯本耕治（2020）「チーム学校」を実現するスクールソーシャルワーク 理論と実践をつなぐメゾ・アプローチの展開 明石書店 163-164.
- 大塚美和子（2022）スクールソーシャルワーカーと教師のための校内支援実践マニュアル 神戸学院大学出版会 25-26.
- 高良麻子・佐々木千里（2022）ジェネラリスト・ソーシャルワークを実践するために かもがわ出版 46-47. Keiko Tanaka

知的障害特別支援学校における スクールソーシャルワーカーの役割

～保護者からの役割期待に着目した予備的検討～

岩山絵理

愛知教育大学

Key Word 知的障害特別支援学校 スクールソーシャルワーカー 役割期待

1 研究の目的

2008年度、スクールソーシャルワーカー（以下、SSW）活用事業が開始された。開始以降、SSWの数は増加しており、学校教育現場において、いじめ・不登校などの課題に対応している。しかし、特別支援学校への配置は、増加傾向ではあるが、少なく、その役割は、明確に示されていない。SSWの業務は、文部科学省（2017）「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行等について（通知）」に以下のように示されている。「ソーシャルワークの価値・知識・技術を基盤とする福祉の専門性を有する者として、不登校、いじめや暴力行為等問題行動、子供の貧困、児童虐待等の課題を抱える児童生徒の修学支援、健全育成、自己実現を図るため、児童生徒のニーズを把握し、関係機関との連携を通じた支援を展開するとともに、保護者への支援、学校への働き掛け及び自治体の体制整備への働き掛けに従事すること」。これは小・中学校と特別支援学校は区別されず準用すると規定されている。しかし、教育現場には、周知されず、文部科学省は、SSWが専門性に基づき、組織的に問題解決に取り組むため、学校においてはSSWの役割を明確化し、教職員に周知徹底することが求められる（文部科学省中央教育審議会2015:30）と示している。

特別支援学校は、障害種に応じた学校、少人数学級編成、学区が広域に及ぶこと、地域の特別支援教育のセンター的機能が期待されることなど、通常の小・中学校とは異なる特徴がある。市川らは、特別支援教育の拠点としてのセンター機能を発揮するために、教員は、医療・福祉、労働等に関する専門性が必要となるが、全てを教員が担うのは難しく、専門的な知識を有する外部専門家との連携が重要である（市川ら

2022:52）と示している。SSWの配置は少ないが増加傾向にある今、特別支援学校におけるSSWの役割を明確にすることは重要であると考えた。先行研究では、特別支援学校におけるSSWの役割について、教員を対象とした調査はあるが、保護者を対象とした調査は少ない。そこで、本研究では、知的障害特別支援学校におけるSSWの役割として、保護者は、何を期待しているかを明らかにすることを目的とする。ただし、保護者は、SSWがどのような専門職であるか把握できていない可能性がある。そこで、まずは、少人数を対象として予備的調査を実施し、保護者のニーズを明らかにするための手掛かりを得ることとした。

2 研究の方法

特別支援学校在籍あるいは、卒業した生徒の保護者を対象に、特別支援学校主催で企画された任意参加の研修会にてSSWを紹介した。研修参加者を対象に、自由記述式の質問紙調査を行った。研修会において、ソーシャルワーカーのグローバル定義と文部科学省が示すスクールソーシャルワーカーの職務について紹介した。研修会終了後、参加者54名に質問紙を配布し、17名より回答を得た。その内、自由記述に回答のあった16名を分析対象とした。

質問項目は、特別支援学校におけるSSWにどのような役割を期待するか（自由記述）である。記述の内容について、質的データ分析法（佐藤2008）を参考に分析を行った。分析ソフトはMAXQDAを用いた。

本調査は、予備的調査であるが、結果を基に、特別支援学校に在籍する児童生徒の保護者を対象としたアンケート調査の実施に発展させたい。

3 倫理的配慮

本研究は、愛知教育大学の人を対象とする研究に関する倫理審査委員会の承諾を得て実施した（承認番号AUE20220204HUM）。

4 研究の結果

自由記述を分析した結果、保護者がSSWに期待することとして、【保護者への支援】、【関係機関との連携を通じた支援】、【子どもへの支援】、【SSWについての周知】の4つのカテゴリーが生成された（表1）。以下、カテゴリーは【 】、サブカテゴリーは〔 〕、具体的な記述は「 」で示す。

【保護者への支援】は、「親亡き後、本人やきょうだいが安心して過ごせるシステムが知りたい」や「卒業後の相談先や生活について知りたい」など「将来の不安についての相談」への期待が示された。また、子どもが複数の場合、「それぞれの学校にそれぞれのことを相談しているが、相談するということだけで気持ちが疲れてしまう（中略）一つの機関で相談したい」や「きょうだい児への支援が知りたい」など「きょうだい児についての相談」に期待が示されていた。また、「子どもの暴力に悩んでいて、今すぐにでも相談したい」など「現在の困りごとの相談」に期待が示され、ここでは、「相談したいときに予約で1週間、2週間先になるのでは遅い。学校に常駐してほしい」という希望も示されていた。その他には、「子育てに対する夫の理解・協力のなさに悩むママも多い（中略）頑張っているママたちを支える活動があるといいなと思った」など「保護者へのカウンセリング」や「保護者を対象とするワークショップ」の企画にも期待が示されていた。

【関係機関との連携を通じた支援】は、「区分認定に納得できない」ことや「デイサービスなどつながりを持った関係機関などについて相談したい」など「福祉機関への働き掛け」、「カウンセラーは、学校の先生と相談して学校全体で支えてくれている。ソーシャルワーカーもそのような存在になってほしい」など「教員と連携した支援」が期待されていた。

【子どもへの支援】は、「子どもの目線に合わせて話しやすい役割」や「子どもの選択肢を広げられるよ

うな支援の案」を提案することに期待が示されていた。

【SSWについての周知】は、「SSWの仕事をもっともっと広げて身近に居てくれるとありがたい」や「学校から2か月ごとにお手紙を出してほしい」などSSWへの相談内容や具体的な支援策について、もっと知りたいという希望が示された。

表1 SSWに保護者が期待すること

| カテゴリー | サブカテゴリー |
|----------------|---|
| 保護者への支援 | 将来の不安についての相談 きょうだい児についての相談 |
| 関係機関との連携を通じた支援 | 現在の困りごとの相談 保護者へのカウンセリング 保護者を対象とするワークショップ 福祉機関への働き掛け 教員と連携した支援 |
| 子どもへの支援 | — |
| SSWについての周知 | — |

5 考察

保護者が、知的障害特別支援学校におけるSSWに期待することとして示された項目は、知的障害児の保護者が抱える特有の課題ではないだろうか。特に「将来の不安についての相談」が最も多く示された項目だったことから、SSWは、乳幼児期から成人期までの一貫した支援に貢献できる可能性があると考えた。今後さらに研究に取り組みたい。

6. 引用文献

- 市川裕二・緒方直彦・宮崎英憲(2022)『特別支援教育における学校・教員と専門家の連携』ジアース教育新社。
- 文部科学省中央教育審議会（2015）「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について（答申）」
- 文部科学省（2017）「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行等について（通知）」

Eri Iwayama

8月25日（日）2日目 9:30～

口頭発表

【グループ3】 14401教室

総括討論助言者 : 奥村 賢一（福岡県立大学）
司 会 : 水島 正浩（東京福祉大学）

9:30～10:15 ◎橋本 磨和（大阪公立大学大学院）
山野 則子（大阪公立大学）
研究発表「子どもが社会的孤立・孤独に至るメカニズムの解明」

10:15～10:40 金井美穂（上智大学大学院）
研究発表「スクールソーシャルワーカーによる子どものアドボカシーの概念図の検証 —パワー交換作用モデルの概念図を媒介・過程モデルによって修正した図を先行の実践研究に照らして—」

10:40～11:15 総括討論

子どもが社会的孤立・孤独に至る メカニズムの解明

○橋本磨和, 山野則子

大阪公立大学 現代システム科学研究科

Key Word : 子どもの社会的孤立・孤独, スクリーニング, 支援

1 研究の目的

わが国における小中学生の自殺者数は増加傾向を示しており, 2022年には過去最多となった(こども家庭庁: 2023)。また自殺率についても上昇傾向にあり, 全世代での自殺率と比較しても未成年者の自殺率の悪化は目立っている。したがって, わが国における自殺問題の中で第一に取り組むべき課題であると言える。

このような中, 自殺の動機に目を向けてみると, 自殺 당시에 当該児童生徒が置かれていた状況として, 小学生では「友人関係での悩み(いじめを除く)」や「いじめの問題」「父母等の叱責」が多く, 中学生では「父母等の叱責」や「家庭不和」が多かった。しかしながら, 最も多かったのは「動機不明」であり, 小学生では70%以上, 中学生でも約50%を占めていた(太刀川: 2022)。これは換言すれば, 抱えている問題が表面化しておらず, 当該児童生徒が孤立・孤独状態に陥った可能性が高いと考えられる。したがって, 子どもが孤立・孤独の状態に陥らず, ひいては自殺という最悪の事態を未然に防ぐ手立てを考える上で, 子どもがどのようなリスクを経て孤立・孤独に至るのか, そのメカニズムを明らかにする意味は極めて大きいと思われるが, そのような報告はまだない。

そこで本研究では, 子どもがどのようなリスクを経ていくことで孤立・孤独に至るのか, 因果関係を含めた全体像を明らかにするため, スクリーニングデータの分析を行った。

2 研究の方法

最初に, 本研究における「子どもの社会的孤立・孤独」について, 先行研究を集約する形で「子どもの家族, 同級生, 教師, 地域の大人とのつながりを失っている(失いつつある)状況, もしくは他者との接触はある

もののソーシャルサポートが欠如しており, 結果として困った時に助けを求めるにくい状態」と定義した。その後, この基準に従ってスクールソーシャルワーカー(SSW)が何らかの支援が必要と判断した対象者を「社会的孤立・孤独状態にある, もしくは社会的孤立・孤独に至る可能性が高い」子どもであると定めた。

対象者は, 2019年度から2021年度において, 大阪公立大学・山野研究室が開発したスクリーニングシステムであるYOSS(Yamano Osaka Screening System)を用いてスクリーニングを受けていた児童生徒5,000名を分析対象とした。YOSSで用いられるスクリーニング項目のうち, 分析には「学校生活」「学習」「家庭関係」「健康」「家庭の経済状況」の項目を用いた。

次に, 上記定義に従って対象となる児童生徒を「社会的孤立・孤独状態であるか否か」で2群に分け, YOSSで用いられているスクリーニング項目(学校生活, 学習, 家庭の様子, 健康, 家庭の経済状況)および潜在的な要因(学校適応, 家庭環境)を含めた因果関係を共分散構造分析により推定し, 子どもが社会的孤立・孤独に至るメカニズムをモデル化した。

3 倫理的配慮

本研究は, 大阪公立大学・研究倫理委員会の承認(承認番号: 2021(1)-29)を得て行っており, 個人情報等の取扱いは法令に則り十分注意を払って実施した。

4 研究の結果

共分散構造分析の結果を図1のパス図に示す。本モデルの適合度(RMSEA)は0.066であり, 図中の標準化推定値はすべて1%水準で有意であった。

まず, 「子どもの孤立・孤独」に対して最も大きくかつ直接的な影響を与えていたのは, 潜在的な要因と

して仮定した「学校適応」であった。「学校適応」に最も大きな影響を与えていたのは、潜在的な要因として仮定した「子どもを取り巻く家庭環境」であり、「子どもを取り巻く家庭環境」には「家庭の様子」が大きな影響を与えていた。なお、「子どもを取り巻く環境」も「子どもの孤立・孤独」に対して直接的な影響を与えていた。

また「友人関係」も「子どもの孤立・孤独」に直接的な影響を与えており、その「友人関係」には「言葉遣い」が比較的大きな影響を与えていた。一方で「学習」「健康」「家庭の経済状況」といった項目と「子どもの孤立・孤独」の間には因果関係は認められなかつた。

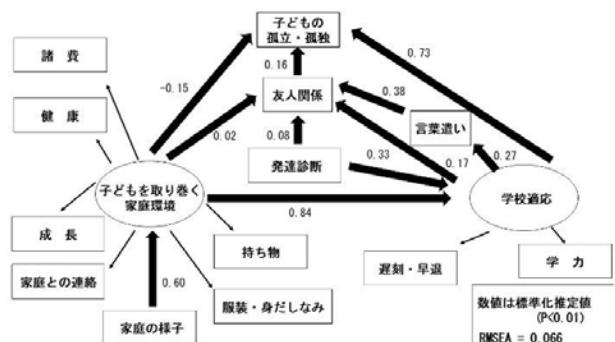


図1 子どもが孤立・孤独に至る過程を示したパス図

5 考察

これまで子どもの孤立・孤独に関して、統一された定義は確立されていないが、先行研究をまとめると、「他者との交流が乏しい状態」と「ソーシャルサポートが欠如している状態」に大別することができる。そこで本研究では、両者を集約することで定義づけを行い、経験豊富なSSWが何らかの支援が必要と判断した子どもを「社会的孤立・孤独状態にある、もしくは社会的孤立・孤独に至る可能性が高い」とした。したがって共分散構造分析の結果は、子どもがどのような過程（リスク）を経ていくことで、支援が必要な状態に至るのかを示しているとも言える。

共分散構造分析の結果を示したパス図を参考に子どもが孤立・孤独に陥る原因を辿っていくと、「家庭の様子」が根本的な原因であることが分かった。この

「家庭の様子」はスクリーニング項目の一つであり、複雑な家族関係（例えば、一人親で祖父母等の支援がない、継父・継母である等）であることを示している。つまり、こういった複雑な家族関係に置かれていることが出発点となって、そこから「子どもを取り巻く家庭環境」や「学校適応」「友人関係」「言葉遣い」等が連鎖的に悪化していくことで子どもは孤立・孤独状態に至ると考えられる。したがって、子どもを孤立・孤独状態にさせないためには、家族関係や家庭環境の改善が難しいとしても、学校での生活や友人関係を悪化させないことが重要であり、言葉遣いの改善も有効であるといえる。

今回の研究結果からは「諸費滞納」「持ち物忘れ」「服装・身だしなみの乱れ」「遅刻・早退が多い」「学力が低い」とことと子どもの孤立・孤独とは因果関係は認められなかった。しかしながら、これらの項目は「家庭環境」や「学校適応」の悪化が原因となって生じる問題であることから、子どもが孤立・孤独に至る変化を捉える項目として重要であると考えられる。

また、潜在的な要因として仮定した「子どもを取り巻く家庭環境」の子どもの孤立・孤独に対する標準化推定値は負の値（-0.15）を示していた。これは「子どもを取り巻く家庭環境」が悪化すれば、子どもは孤立・孤独状態にはならないと解釈できるが、「子どもを取り巻く家庭環境」が悪化すればするほど何らかの支援が入っている可能性が高いため、子どもは孤立・孤独の状態ではないと判断されたからだと考えられる。

6 結論

本研究により、子どもがどのような過程（リスク）を経て孤立・孤独に至るのか、因果関係を含めたプロセス・メカニズムが初めて明らかとなった。このことは、子どもの課題を未然に防ぎ、また早期発見と早期対応を行っていくうえで有用であると考えられる。

Marowa Hashimoto

スクールソーシャルワーカーによる子どものアドボカシーの概念図の検証

一パワーハイアクションモデルの概念図を媒介・過程モデルによって修正した図を先行の実践研究に照らして一

金井美穂

(上智大学大学院総合人間科学研究科社会福祉学専攻博士後期課程)

スクールソーシャルワーカー,アドボカシー,子どもの権利

1. 研究の目的

子ども基本法の成立を受けて、スクールソーシャルワーカー（以下、SSWr）の援助実践においても、子どものアドボカシーが重要になると思われる。

先に、わが国のSSWrによる子どものアドボカシーに関する研究の文献レビューを行い（金井2023）、SSWrによる子どものアドボカシーの概念図を提案した（金井2024）。本研究では、理論的検討によって提案したその概念図について、より実践に即したものとするため、先行の実践研究に照らして検証することを目的とする。

2. 研究の方法

以下の視点にもとづき、文献研究によって行った。

金井（2023）の文献レビューでは、SSWrによる子どものアドボカシーに関する研究について、以下の動向を確認し検討した。理論研究では、門田（2000）のパワーハイアクションモデルが主要な論であり、介入技法にアドボカシーを挙げていた。しかし、そのアドボカシーは「学校や教師のニーズを保護者に代弁」することも含む（門田2010：27）等、必ずしも子どもの権利擁護に焦点化しないと思われた。そこで、社会的に弱い立場にある子どもを権利主体として位置づけるという観点から、修正の必要があると考えた。実践研究では、比嘉（2013）のSSWrへのインタビュー調査が代表的であった。全体としては、引用・被引用関係を有する文献が8件にとどまる等、研究の蓄積がまだあまり多くなかった。

金井（2024）では、そのレビュー結果をふまえ、スクールソーシャルワーカー（以下、SSW）分野に限らず、ソーシャルワーク全般におけるアドボカシーの実践に視野を広げて、先行研究を参照した。そして、医療福祉分野における実証的研究の蓄積に着目した。すると、中でもアドボカシーの機能や活動について具体的に明らかにした岩崎（2010）、鈴木（2016,2017）において、理論的枠組み

の検討に際し、岩間のアドボカシー論（媒介・過程モデル）がふまえられている点が共通していた。

そこで、岩崎（2010）、鈴木（2017）に共通し、アドボカシーの構造や活動を体系的に論じた岩間（2001）の論を、SSWrによる子どものアドボカシーの理論的基盤においても用いることとした。そして、門田（2000）「パワーハイアクションモデルの概念図」を、岩間（2001）「『媒介・過程モデル』におけるアドボカシー機能」の図によって修正し、SSWrによる子どものアドボカシーの概念図を提案した（図1）。すなわち、門田（2000）の、個人、家庭、学校を配置し、学校ソーシャルワーカーの介入によるそれらの関係の変化を表す図について、岩間（2001）の、ワーカーがクライエントとシステムの双方にはたらきかけて「対等な位置にまでクライエントを持ち上げる」ことを表す図によって修正した（ここまで、金井（2023,2024）にて、すでに口頭発表した内容である）。

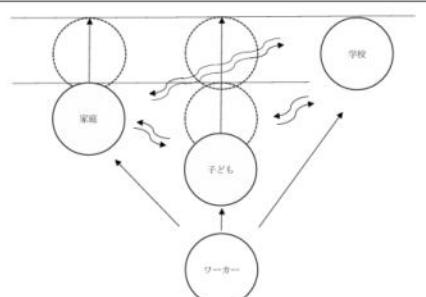


図1 SSWrによる子どものアドボカシーの概念図（金井(2024)図1を一部修正）

本研究では、この概念図、及び、基盤としたアドボカシー論により、SSWrによる子どものアドボカシーの実践を説明しうるか、先行の実践研究である比嘉（2013）に照らし合わせて検証した。具体的には、比嘉（2013）の分析結果であるアドボカシー機能遂行プロセス（以下、比嘉（2013）の遂行プロセス）の各プロセスについて、SSWrが誰（何）にはたらきかけているかや、そのプロセスが岩間（2001）の四層構造や活動に相当するかを検討した。それによって、ワーカーが、子ども、家庭、学校の三

者にはたらきかけ,子どもを(必要に応じて家庭も)持ち上げるとする概念図のコンセプトや,基盤とした岩間(2001)の論の四層構造や活動が,SSWrによる子どものアドボカシーの実践に見出されるかを検証した.

3. 倫理的配慮

すでに刊行された文献を用いた文献研究である.引用に際しては,引用元を明示するよう留意した.

4. 研究結果

第一に,比嘉(2013)の遂行プロセスにおいて,ワーカーは,子ども,家庭,学校の三者にはたらきかけていた.また,子どもと保護者の「声(想い)」を,学校へ伝えていた.……結果①

第二に,比嘉(2013)の遂行プロセスは,岩間(2001)のアドボカシーの四層構造の第1層「援助関係の構築」から第2層「当事者性の尊重による本人理解」へと進んでいたが,その過程に第3層「システムとの対等関係の構築」が現れることもあり,直線的には展開していなかった.アドボカシーの活動についても,「代弁」「交渉」が先立って行われ,子どもの「意見表明」の促進は,プロセスの最後に成されていた.……結果②

第三に,比嘉(2013)の遂行プロセスでは,ワーカーは,概念図(図1)で「持ち上げる」(岩間2001)対象である子どもと家庭だけでなく,学校とも「援助関係の構築」を行っていた.……結果③

第四に,比嘉(2013)の遂行プロセスには,岩間(2001)の四層やアドボカシーの活動に当たはまらない「どん詰まり感」「気づく」が含まれた.これは,学校や家庭の「介入お断り」等により支援が展開せず,SSWrが「どん詰まり感」をおぼえた際に,SVを契機として「気づく」ことで,アドボカシーの遂行プロセスを再開するというものであった.……結果④

5. 考察

結果①より,概念図のコンセプトが支持された.

結果②については,SSWrは子どもの間で,「援助関係の構築」に始まるアドボカシーのプロセスを進めるのであるが,並行して,学校の児童生徒対応へのコンサルテーションを求められる機会があるためではないか

と思われた.あるいは,理論に対してケースワークの実際が反映されたものである可能性も考えられた.

結果③については,SSWでは,学校との関係構築が前提とされるためではないかと思われた.あるいは,SSWでは,子どもや家庭だけでなく,学校もまた援助対象であるためではないかとも思われた.この構造の複雑さは,SSWrによる子どものアドボカシーの特徴である.

結果④に関連して,門田・鈴木・半羽ら(2013)は,SVの支持的機能として「SSWが動きやすくなるよう」にSVが学校等へはたらきかけることがあると指摘し,「SSWへのSVによるアドボカシーの役割」と意味づけていた. SVの支持によりSSWrがプロセスの再開を促される可能性が,より補強されるだろう.

一方で,結果③より考察した,学校も援助対象であるという構造の複雑さからは,アドボカシーにおけるロイヤリティのジレンマ(Richan 1973)も複雑化し,SSWrによるアドボカシーの遂行が困難となる場合もありうるのでないかと思われる.そのような場合は,堀(2024:57-58)が指摘するように,「外部アドボカシー」との連携も重要になっていくのではないか.

本研究の限界は,以下のとおりである.第一に,概念図の検証においては,比嘉(2013)の分析結果を発表者が解釈しつつ照合したため,検証がどの程度有効であるかには留保が必要である.第二に,実践の理論的基盤の検討にとどまり,具体的な活動までは明らかになっていない.そこで,今後の研究では,本研究の結果をふまえ,具体的な活動を含めてさらに検討し,調査研究を通じて精緻に検証していく必要がある.

6. 主要な引用文献(未記載の文献は当日提示)

比嘉昌哉(2013)「スクールソーシャルワーカーのアドボカシー機能遂行のプロセス:子ども支援に焦点を当てて」『沖縄国際大学人間福祉研究』10(1), 1-18.

岩間伸之(2001)「ソーシャルワークにおける『アドボカシー』の再検討」山縣文治編(2001)『別冊発達25社会福祉法の成立と21世紀の社会福祉』ミネルヴァ書房, 34-41

門田光司(2000)「学校ソーシャルワーク実践におけるパワー交互作用モデルについて」『社会福祉学』41(1), 71-85. (MIHO KANAI)

8月25日（日）2日目 13:00～

課題研究

【第1分科会】14504教室

「ジェネラリスト・ソーシャルワークに基づく

スクールソーシャルワーク・スーパービジョンの検討

—学校システムを基盤とする効果的なソーシャルワーク実践を促進する

SVのあり方とは—」

【第2分科会】14501教室

「不登校対応の課題とスクールソーシャルワーカーの活動」

【第3分科会】14401教室

「子ども・若者のメンタルヘルスとスクールソーシャルワーク」

【第4分科会】14301教室

「スクールソーシャルワークの実践と研究」

【自主企画】14304教室

「子どもの自殺予防のためにスクールソーシャルワーカーができること」

【第 1 分科会】 14504 教室

「ジェネラリスト・ソーシャルワークに基づく

スクールソーシャルワーク・スーパービジョンの検討

—学校システムを基盤とする効果的なソーシャルワーク実践を促進する

SV のあり方とは—」

報告者：大友 秀治（北星学園大学 教授）

梅山 佐和（東京学芸大学 講師）

大塚 美和子（神戸学院大学 教授）

土田 千佳子（富山県 私立学校スクールソーシャルワーカー）

コーディネーター：佐々木 千里（立命館大学 非常勤講師）

企画者：佐々木 千里（立命館大学 非常勤講師）

＜趣旨＞

ジェネラリスト・ソーシャルワークに基づく学校を基盤としたソーシャルワーク実践（SSW）には、クライエント主体でミクロ、メゾ、マクロの各システムの連鎖的变化を促す実践が求められ、このような SSW 実践の促進が、スーパービジョン（SV）の大きな目的であると考えられる。

しかし、わが国ではケースワークの SV モデルが主流であった経緯もあり、ジェネラリスト・ソーシャルワークに基づいた SSW・SV について共通認識が十分に図られることなく、様々な内容が「SV」と見なされている現状がある。一方で「自らの所属機関でありメゾシステムである学校システムの主体的变化」について意識や見通しがもてないスクールソーシャルワーカーは少なくない。

そのような中、前年度の岡山大会での SSW・SV に関する分科会では、SV におけるメゾシステムの理解と共有等の課題が示唆された。

そこで、本分科会では、SSW におけるメゾシステム（学校システム）に焦点化し、ジェネラリスト・ソーシャルワークに基づいた視点から SV を検討し、SSW 領域で求められる SV のあり方と課題を明らかにしたい。

【報告概要】

大友 秀治

「SVの理論と方法に関する実践と研究の課題：標準的な実践と革新的な実践から考える」

本報告では、SVの理論と方法に関する実践と研究の現状を確認し、今後のSVのあり方に関する諸課題への考察を提示する。

具体的には、①ジェネラリスト・ソーシャルワークを含む「標準的な実践」に基づくSVの現状と課題、②反抑圧的実践などの「革新的な実践」に基づくSVの現状と課題、の2側面から報告と考察を行う。①では、ソーシャルワーク・プロセスとミクロからマクロレベルの実践に応じた構造的なSVをいかに進めるのかについて、北海道のSVの現状と課題を含めて報告・考察する。②では、より社会変革を志向した実践に対して、どのようなSVの可能性と課題があるのかを報告・考察する。

以上により、参加者の皆様と登壇者と共に、SV実践と研究の現状と課題について多様な側面から議論をしたい。

梅山 佐和

報告者は、2019年度からスクールソーシャルワーク・スーパービジョン（以下、SV）に携わり、6年目となる。複数に携わっており、定期／不定期や、個人／グループ、対面／遠隔など、実施形態は様々であるが、ジェネラリスト・ソーシャルワークに基づきSVを展開している。また、アルフレッド・カデューションら（2016）が示すSVの機能についても意識している。機関外のスーパーバイザーであるため、管理的機能については限定されるが、教育的機能を核として、より効果的に発揮するよう支持的機能を土台に位置づけている。とくに現任訓練と教育的SVの違いおよび関係性を意識し、実践に必要となる理論の共有と、それが実行・応用されているか具体的に確認するための事例検討を組み合わせている。これらのSVの機能や構造について、目標を共有したSVを展開できるよう、各教育委員会や対象者と共に理解を図っている。さらに、独自にシートを作成し、ジェネラリスト・ソーシャルワークに基づいて事例検討を実施できるよう試みている。

以上のSVについて、実施内容や方法、留意点、成果と課題等について報告する。

大塚 美和子

報告者が各自治体で実施しているスーパービジョンは、スクールソーシャルワーカー（SSW）が参集した定例の連絡会等で行う事例検討が中心となっている。ジェネラリスト・ソーシャルワークで重要とされるミクロ、メゾ、マクロの各システムの交互作用を意識した包括的視点を踏まえ、事例検討では場の枠組みと内容について以下の工夫をしている。

場の枠組みとしては、定例の連絡会による事例検討は必ず教育委員会の担当指導主事を含む会議とし、教育システムとの協働を意識している。また、SSWが配置されている学校の教職員と共に事例検討の研修会を開催し、学校システムとの協働や校内システムの変革を意識した取り組みを行つ

ている。こうした場の枠組みが学校と教育システムそのものに影響を与え、SSW 個人レベルの実践を超えた成果を生み出している。事例検討の内容は、SSW や学校の教職員が子どもと環境の交互作用を的確に捉えることができるよう、「アセスメント」に焦点を当てたものが多い。説明力のあるアセスメントは、パワーレスになりがちな SSW と学校の教職員をエンパワメントすると同時に、子どもの最善の利益につながる実践を生み出す可能性があるからである。

土田 千佳子

スクールソーシャルワーカーになって 12 年目になります。初任校で「あなたは何をする人ですか？」と問われたとき、答えられずに恥ずかしい思いをしたことがありました。それ以来、その答えを見つけるために研修会に参加し続け、学んだことを自分なりに解釈しながら活動してきました。しかし、ある出来事を境に自分が専門家としてふさわしいのか不安を感じ、基本に立ち返って学び直す必要性を痛感しました。去年の学会で大先輩に相談したところ、ジェネラリスト・ソーシャルワーカーの深い理解と自己実践の振り返りが必要だと指摘され、SV を受けることにしました。SV を開始して半年が経過し、私の意識や行動だけでなく、学校システムにも変化が見られ始めています。

本報告会では、SV の内容やこれまでの成果についてお話しします。

【第2分科会】 14501教室

「不登校対応の課題とスクールソーシャルワーカーの活動」

報告者 :

折田 和宙 (大田区教育委員会 指導課統括指導主事)

「不登校アクションプランと学びの多様化学校」

谷川 由起子 (八王子市立高尾山学園内 八王子市教育指導課

統括担当スクールソーシャルワーカー)

「学びの多様化学校との最大限の連携・活用を目指す SSW の活動」

コメンテーター : 岩田 美香 (法政大学 教授)

企画者 : 野田 正人 (立命館大学 特任教授)

<趣旨>

機会確保法制定後の不登校の急増を受けて、一人一台端末の充実や COCOLO プランの制定、学びの多様化学校やスペシャルサポートルームの設置推進など、矢継ぎ早に多様な施策が打ち出されている。

この状況下でスクールソーシャルワーカーの活動は、十分な議論を経ぬまま、結果的に巻き込まれている感じすらうける。

本分科会では、教育分野の制度を意識した課題研究の一環として、あらためて不登校をとりあげ、制度と実践上の課題について分析する。

【第3分科会】14401教室

「子ども・若者のメンタルヘルスとスクールソーシャルワーク」

報告者 :

高口 恵美 (福岡県スクールソーシャルワーカースーパーバイザー)

「メンタルヘルス課題を抱える子どもたちの実情と支援」

廣江 仁 (社会福祉法人養和会理事長／高校・高専スクールソーシャルワーカー)

「高校年代におけるスクールソーシャルワーカーの活動から」

名城 健二 (沖縄大学 教授)

「大学におけるキャンパスソーシャルワーカーの活動から」

コーディネーター : 岩永 靖 (九州ルーテル学院大学 教授)

企画者 : 藤澤 茜 (香川県教育委員会等スクールソーシャルワーカー

・スーパーバイザー)

山本 操里 (岩手県立大学 講師)

＜趣旨＞

近年、児童虐待やいじめ被害、自死、自然災害、新型コロナウイルス感染症などの社会的事象による影響から、子どものメンタルヘルス課題への対応の重要性が注目されるようになってきた。特に、子どもや若者が受けるメンタルヘルスへの影響は、将来にわたって何年も続く可能性が高いため、早期の適切な支援が求められる。しかし、成長発達の過程を視野に入れた支援は、個別性も高いとされており、その支援の重要性と難しさを現場レベルで感じることは多い。そこで、本分科会では、公益社団法人 日本精神保健福祉士協会におけるスクールソーシャルワークに関する取り組み(※)の中で示唆された内容にも触れながら、子ども・若者のメンタルヘルスに関する現状や課題について理解を深め、スクールソーシャルワークにおけるメンタルヘルス支援の在り方について検討する機会としたい。

(※)公益社団法人 日本精神保健福祉士協会の分野別プロジェクト「スクールソーシャルワーク」の取り組みについては、企画者より報告予定

「メンタルヘルス課題を抱える子どもたちの実情と支援」

高口 恵美（福岡県スクールソーシャルワーカースーパーバイザー）

2008年文部科学省によるスクールソーシャルワーカー活用事業が開始し、福岡県でもモデル地域での実践が開始された。2024年現在、県内のほとんどの市町に配置が広がる中、スクールソーシャルワーカーは多様なメンタルヘルス課題を抱える子ども達や保護者にも伴走してきた。そのような子ども達の環境背景には、家族との関係、学校や地域の環境、友人との関係、発達段階やその特性、本人の物事のとらえ方などが存在し、二次的な表出としてメンタルヘルス課題が生じているケースがほとんどであった。

本報告では、筆者が実践の中で出会ったメンタルヘルスを抱える子どもの環境背景を整理しながら、子ども達自身が力を高め可能性を発揮するために、本人・家族・学校・地域にどのように働きかけていくか、また医療を含めた専門機関との連携の在り方にについて検討し報告したい。

「高校年代におけるスクールソーシャルワーカーの活動から」

廣江 仁（鳥取県 社会福祉法人養和会理事長／高校・高専スクールソーシャルワーカー）

2014年から高校や高専などにおいて、スクールソーシャルワーカーとして学校にかかわってきた。発表テーマを高校年代としたが、公立、私立、独立行政法人と運営する組織の違いや、学校の運営方針、校長の志向などによって、それぞれ学校ごとにスクールソーシャルワーカーの校内での位置づけ、勤務時間、業務内容、期待される役割、相談内容に違いや特色がある。しかし、メンタルヘルスの課題を抱えた生徒の相談は一様にどの学校でも多い。いじめや虐待による被害生徒はもちろんのこと、不登校になっている生徒も精神的に不安定であることがほとんどである。最近は、自ら心療内科や精神科への受診を希望する生徒もおり、診断書を提出して合理的配慮の申請をする生徒も増えている。中には学校が受診を勧めるケースもあるが、以前に比べ、メンタルヘルスでの受診のハードルが低くなったと感じる。当日は、高校年代におけるメンタルヘルス課題への対応や医療連携など、実践をふまえた報告をし、分科会テーマについて、必要性や課題について議論を深めたい。

「大学におけるキャンパスソーシャルワーカーの活動から」

名城 健二（沖縄大学福祉文化学科、学生生活支援室 キャンパスソーシャルワーカー）

大学におけるソーシャルワーク実践は、2006 年に大分大学が本格的に開始し、沖縄大学は 2007 年から始めた。その実践は、徐々に全国的に広がりを見せ現在、任意団体であるキャンパスソーシャルワーカーネットワーク（2008 年より活動開始）に加入している大学は、69 大学で 105 人が登録している。青年期である大学生の中には、家庭内での課題や対人関係などが上手くいかず、うつ病やパニック障害、適応障害、自傷行為などのメンタルヘルス課題が表面化する学生がいる。それらの学生は、入学前より家族関係の悪化やメンタルヘルス課題、発達の特性など何らかの不安要素を抱えていることが多い。

本報告では、教育機関である大学における学生支援の現状と難しさを含め、沖縄大学における学生の個別支援や学生相互の支援作りを意識したグループワークなどの活動、大学入学前からの支援の必要性と高校との連携のあり方を報告したい。

【第4分科会】14301教室

「スクールソーシャルワークの実践と研究」

報告者：

山野 則子（大阪公立大学 教授）

「研究と実践の往還をどのように進めるのか」

沖田 昌紀（一宮市教育委員会スクールソーシャルワーカー）

「義務教育課程と高等学校教育課程における SSW の比較研究」

（日本学校ソーシャルワーク学会における研究奨励補助制度による実践研究）

コーディネーター：野尻 紀恵（日本福祉大学 教授）

企画者：山野 則子（大阪公立大学 教授）

野尻 紀恵（日本福祉大学 教授）

<趣旨>

ソーシャルワーク専門職のグローバル定義では、ソーシャルワークは、「社会変革と社会開発、社会的結束、および人々のエンパワメントと解放を促進する、実践に基づいた専門職であり学問」である。日本においてもスクールソーシャルワークが学校でソーシャルワークを行う専門職となりうるために、また、子どもや子どもを取り巻く環境にいる全ての人の well-being を高め社会変革を促すためにも、実践と研究の往還が重要である。

本課題研究では、実践と研究の協働による研究事例および実践事例を紹介し、実践・研究の往還について考える。

報告の概要

報告者ら研究メンバー（以下、研究メンバー）は、2022 年度、本学会の研究奨励補助制度の採択をうけ、「義務教育課程と高等学校教育課程における SSW の比較研究」を実施した。研究メンバーは全員があいち SSW 実践研究会のスタッフとして活動している。これまで研究会を通して、SSW の実践のあり方について、追求してきた。そのなかで、義務教育課程と高等学校教育課程の SSW 実践のちがいに着目した。この違いについてこれまでの実践をもとに、研究という枠組みで検討をすることで、より俯瞰的に、理論的に明らかにできるのではないかと考え、研究にチャレンジすることになった。

また 2024 年 7 月、研究結果の報告とそれをもとにした座談会を実施した。この座談会では、研究がどのように実践に影響を与えるのか、実践者の立場で研究することの意義がどこにあるのかを考える機会となった。

そこで、本分科会において、報告者は①実践研究として、実践に基づいた研究の報告、②それを実践に立ち返ったときに、実践と研究がどのように結びつき、その往還にどのような意義があるのかを報告したい。

【自主企画】14304教室

「子どもの自殺予防のためにスクールソーシャルワーカーができること」

報告者 :

立花 良之 (東京都立中部総合精神保健福祉センター 児童精神科医)

柴田 恵津子 (東京都西部学校経営支援センター経営支援室 カウンセラー)

コメンテーター : 横井 葉子 (聖徳大学 准教授)

企画者 : 金子 典子 (元公立学校スクールソーシャルワーカー)

<趣旨>

子どもの自殺予防対策のために SSWr ができることについて、福祉・医療・心理の観点から話題を提供する。児童精神科医の立花氏から子どもの自殺予防概論と COMPASS のプログラムをお話しいただく。そして簡単な事例検討を行い、自殺予防対策においても、福祉職である SSWr の役割(子どもを取り巻く環境への働きかけ)の重要性を確認する。次に心理職として柴田氏に児童・生徒の自殺防止と心のケアをお話しいただく。最後に、大人の自殺予防対策において医療・心理職に福祉職が加わることで大きな成果を挙げたことを踏まえ、子どもの自殺予防対策のために福祉職である SSWr ができるることを考えたい。すなわち SSWr の役割として学校におけるケースマネジメント・医療受診の継続支援・地域ケアの導入等をソーシャルワークの展開過程に沿って考え、参加者からの質問も踏まえ、会場全体で議論する機会としたい。

「学校でできる 子どもの自殺防止対策について 」

包括的な子どもの自殺予防対策:Comprehensive Prevention for Adolescent Suicide at School (COMPASS)のプログラム

立花 良之 (東京都立中部総合精神保健福祉センター 児童精神科医)

学校を基軸として地域の医療・保健・福祉・教育が連携して子どもやその家族をサポートする、包括的な子どもの自殺防止対策 : Comprehensive Prevention for Adolescent Suicides at School (COMPASS) について話題提供します。提供させていただく話題をもとに、学校でできる子どもの自殺防止対策について、会場の参加者の皆様と一緒に考える場にできればと思います。

「学校の危機対応 ー児童・生徒の自殺防止と心のケアー 」

柴田 恵津子 (東京都西部学校経営支援センター シニア・スクールカウンセラー)

令和 4 年に学習指導要領の改訂があり、児童生徒のアセスメントの視点に生物・心理・社会モデル (BPS モデル) が記述されました。今回の企画で医師・SC・SSWr が協力することが、それに対応していると思います。学校は「死にたい」と考える子供たちが毎日の生活を送る場です。我々大人がどのような知識・技能を持って子供たちに接することができるのかを、皆で考えたいと思います。実りある議論となることを念じています。

横井 葉子 (聖徳大学 准教授)

今回の自主企画は、一昨年から都内で子どもの自殺予防研究の一環として SSWr を対象とする子どもの自殺予防研修を展開してこられた医師の立花先生と東京都教育庁にてスクールカウンセラーの助言指導にあたっておられる心理士の柴田先生から豊富なデータに基づくお話をうかがい、SSWr にできることを議論します。企画者の金子元 SSWr とともに、活発な議論となるよう心がけます。

第18回全国大会 実行委員会

大会長

宮地 さつき (文教大学 准教授)

大会実行委員長

新藤 こずえ (上智大学 教授)

実行委員

石田 優子 (福生市内小学校 教員)
今井 知世 (埼玉県教育委員会 スクールソーシャルワーカー)
金子 典子 (元・公立学校 スクールソーシャルワーカー)
河合 純 (群馬医療福祉大学 講師)
佐藤 佳子 (佐野日本大学短期大学 准教授)
清水 克修 (横浜市教育委員会 統括スクールソーシャルワーカー)
大門 俊樹 (東京福祉大学 准教授)
高石 啓人 (日本大学 助教)
谷川 由起子 (八王子市 統括担当スクールソーシャルワーカー)
津久井 康明 (東京成徳短期大学 准教授)
中西 真 (武蔵野大学 准教授)
藤本 啓寛 (筑波大学 助教・附属学校教育局スクールソーシャルワーカー)
水島 正浩 (東京福祉大学 教授)
安永 千里 (横浜国立大学教育学系 スクールソーシャルワーカー)
弓田 香織 (長野県教育委員会 スクールソーシャルワーカースーパーバイザー)
渡辺 実子 (社会福祉士事務所 Jessica 代表)

日本学校ソーシャルワーク学会 全国大会
第 18 回 埼玉大会プログラム抄録集
発行:2024 年 8 月 24 日

日本学校ソーシャルワーク学会全国大会第 18 回埼玉大会実行委員会
大会長 宮地 さつき (文教大学)
大会実行委員長 新藤 こずえ (上智大学)
編集担当 津久井 康明 (東京成徳短期大学)

連絡先
jssssw2024@gmail.com

